

1

5

No. 103

2(0)1

^{特集} TPPでどうなる 暮らし、労働、経済

- -

ISSN 0918-7618

TPPにかける財界の野望		吉田	敬一
雇用、働き方はどう変わるのか		布施	恵輔
TPPでどうなる日本の医療		日野	秀逸
日本農業を破壊するTPP		鈴木	宣弘
脅かされる食の安全		真嶋	良孝
全農協労連…坂口正明	道労連…出口憲次		

編集·発行 労働運動総合研究所 発売 本の泉社

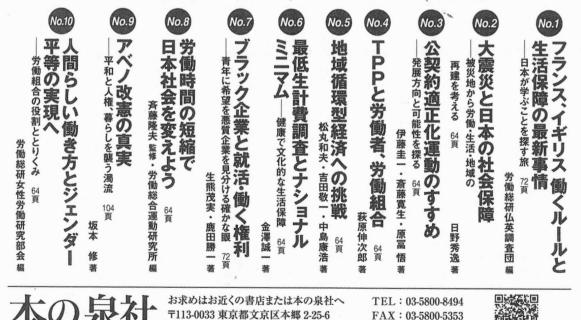
https://rodosoken.com/



ISBN: 978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64 ページ・定価 600 円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1~10も好評発売中

全てA5判/No.1~8:定価 571円(+税)/No.9;定価 800円(+税)/No.10:定価 550円(+税)



21世紀を生きる人と社会に役立ち、 感動を共有できる本づくり 単行本の出版のご相談をお受けいたします.お気軽にご連絡ください.

HP:http://www.honnoizumi.co.jp/ 郵便振替:00130-6-137225

https://rodosoken.com/

Issue in summer 2016 季刊

『労働総研クォータリー』 No.103 2016 年 夏季号



目 次

TPPでどうなる暮らし、労働、経済

TPP にかける財界の野望	吉田敬一	2
雇用、働き方はどう変わるのか	布施恵輔	12
TPP でどうなる日本の医療	日野秀逸	19
日本農業を破壊するTPP	鈴木宣弘	26
脅かされる食の安全	真嶋良孝	36
<全農協労連> 批准阻止に向けた運動と今後の課題	坂口正明	43
<道労連> 共同ひろげ、批准阻止に全力	出口憲次	47

どの子も「わかって楽しい」学校に		
~学習指導要領改訂に、教職員組合はどうとりくむのか~	糀谷陽子	50
刊紹介	94) 14	
日野秀逸著『国の「地方創生」と社会保障の行方		
一高齢者の移住よりもまちづくり・施設と絆の充足を』	小澤 薫	57

労働戦線 NOW

2016 春闘総括の課題――賃金格差の春闘史と連合など組合、財界対応を検証

青山 悠

58

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

TPPにかける財界の野望

はじめに

政府はТРР大筋合意を受けて昨年12月24 日にTPP発効に伴う経済効果の試算を発表し た。その要旨は、貿易の拡大による生産性向上 で実質国内総生産(GDP)が約13兆6000億 円 (2.6%)、新規雇用は約80万人増大すると いうものであった。しかし、この効果は、農業 生産の危機を過小評価したうえで、協定発効か ら 10 ~ 20 年程度の期間についての試算結果で あるとともに、輸出や投資の効果が十分に表れ た時点のことであり、現実を無視した机上の空 論に過ぎない。TPPは農業問題をはじめ、保 険・医療、雇用と労働、自治体の振興政策など、 国民の命と暮らしの全面に及ぶ法と制度のドラ スティックな転換であり、多国籍企業の利害を 土台に据えた日本の経済社会の枠組みを作ろう とするものである。具体的な問題点については 本号の他の論考に委ね、本稿では財界が狙うT P Pの本質について考察する。

1 TPP大筋合意内容の基本的問題点

TPPの経済効果は関税撤廃による輸出拡大 を起点とした国内生産の活性化といわれている。 輸出の中心は工業製品である。そこで経済産業 省の資料により(図1)、大筋合意を見てみると、 「例外なき関税撤廃」という掛け声とは裏腹に、

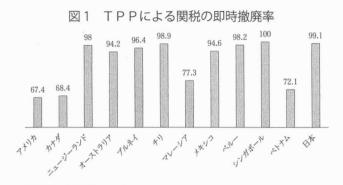
吉田敬一

工業製品の関税即時撤廃率(貿易額ベース)で はアメリカが67.4%で最も低くなっている。 これに対して日本は既に多くの製品分野で関税 を撤廃しているので99.1%という高率である。 しかもアメリカが聖域としていた自動車分野で は、乗用車は(現行2.5%の関税率)は15年目か ら2.25%へと削減を開始し25年目に完全撤廃 となる。関税率25%のトラックでは29年間は 関税を維持し続け30年目に撤廃となっている。

アメリカではトラックはライト(軽量)とへ ビー(重量)とに区分されており、ライト・ト ラックには四輪駆動などスポーツ用多目的車 (SUV) も含まれており、ビッグスリーの主 力収益源である。これはアメリカ特有の関税分 類である。アメリカは日本の軽自動車規格を非 関税障壁として二国間協議で問題視してきたが、 アメリカ独自のトラックの規定による高関税の 設定に関しては何ら問題視されなかった。加え て輸入が急増した場合に輸入を制限する「特別 セーフガード」をアメリカに対しては、関税撤 廃後10年間にわたり複数回認める内容である。 安倍政権の対米従属性を示す典型的事例の一つ であり、日本メーカーのアメリカでの現地生産 比率が既に7割を超えている現状では対米輸出 の拡大は夢物語に過ぎない。

他方で輸入自由化の悪影響は国内農業生産の 衰退、医療・保険制度の改悪、公共調達の開放、

2



(工業製品・貿易額ベース) 資料:経済産業省「環太平洋パートーシップ協定(TPP協定)における 工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意内容」2015 年10月より作成。

労働条件改悪など、地方経済と国民生活の基盤 が「岩盤規制撤廃」の名の下に加速度的に進み かねない。

日本経済復活に繋がらないTPP実現を財界 が強力に推進している狙いはどこにあるのか?

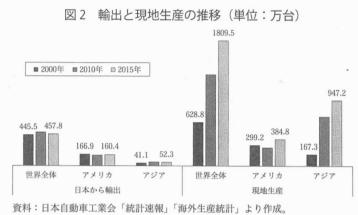
2 日本経済グローバル化の推進力 としてのTPP

①大企業のグローバル循環の到達点

資本の循環は、<資金調達>>><労働力・機 械設備・原材料・部品調達>>><生産・加工> >><卸売・小売機能>>><売上代金の還流>>> <再投資>という流れを取る。この資本の循環 過程において、どこから資金・労働力・機械設 備・原材料・部品などが調達されているのか、 生産や加工がどこでなされているのか、回収さ れた原資・利潤の再投資がどこでなされるのか を基準にすると、資本・経済循環は下記の3つ のタイプに分類される。すなわち、①グローバ ル循環(現在のトヨタに代表される世界的規模で の企業内国際分業構造=世界循環)、②ナショナ

ル循環(バブル期までの国民経済レベルでの企業 内地域分業構造=国民経済循環)および③ローカ ル循環(地場産業に代表される地域単位での地域 内生産分業構造=地域経済循環)である。

経団連が目指す21世紀の経済構造とは、国 内生産基盤の拡充による内需・輸出拡大を可能 にするナショナル循環およびローカル循環の強 化ではなく、グローバル戦略下でのアジア地域 に重点を置いた企業内国際分業構造(グローバ ル循環)の構築である。例えばトヨタ自動車の 場合には21世紀初めの段階で、ピックアップ トラックの生産拠点はエンジンがインドネシア、 トランスミッションがフィリピン、電子部品が マレーシアにあり、最終組み立てはタイとイン ドネシアで行なうという企業内国際分業システ ムを東南アジアレベルで構築していた(1)。自動 車産業では、既に 2000 年には海外生産・(629 万 台) が輸出(446万台)を上回っており、07年 度に海外生産が国内生産を凌駕した。2015年 度実績は国内生産866万台に対して海外生産は 1784 万台であり、輸出台数は 426 万台に留まり、 海外生産比率は67.3%に達した。海外工場が 生産を牽引するというグローバル循環型の構図 が鮮明になっている。また 2015 年実績で自動 車産業の輸出と現地生産の動向を、TPP参加 の目玉であるアメリカとアジアの市場について みても、日本からの輸出は極めて低水準のまま であり、圧倒的に現地生産が多くなっている (図2)。ちなみにアジアでの日本車生産は2006



年にアメリカを抜き、12年には世界生産に占 める比率は33%に達した。アジア市場が日本 の多国籍企業にとって如何に重要な位置を占め るかがうかがえる。

こうした背景の下で異次元の金融緩和政策に よる急速な円安傾向にもかかわらず、アベノミ クス効果による製造業国内回帰の希望的観測は 裏切られ、国内生産増大のための設備投資には 繋がらず、逆にアジアを中心に海外での日本車 の増産計画が相次いでいる。こうした経緯の中 で、安倍政権が求める民間企業の国内設備投資 拡大について日本自動車工業会会長(当時)の 立場から豊田章男氏は「国内生産能力に余裕が あるなかで、生産拡大に向けた設備投資は困難 と言わざるを得ない。…(投資の)優先順位と して海外が高くならざるを得ない」と明言して おり、「大企業栄えて、国滅ぶ」道がグローバ ル循環の帰結であることが示唆されている⁽²⁾。

また海外現地工場の増設は高級部品の日本か らの輸出増大につながるとの指摘があるが、経 済産業省の「海外事業活動基本調査」によると 21世紀に入ってからは進出先政府の要請およ び現地技術水準の向上により、部品等の調達先 については北米・アジアともに現地調達率が飛 躍的に高まっており、日本からの供給は減少の 一途をたどってきた(図3参照)。

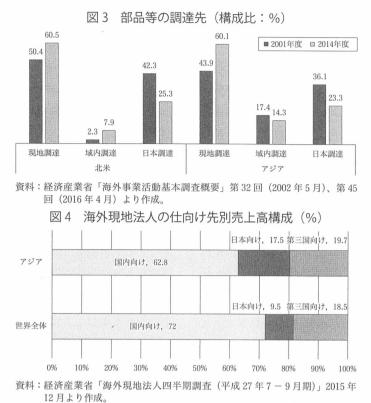
海外展開に本格的に取り組み始めた日本の大 企業は 21 世紀に入ってからFTAを活用して、

輸出拠点を日本から海外に移し始めてきた。例 えばトヨタは米韓FTAの締結を契機に、アメ リカ工場から韓国への輸出に踏み切り、東芝は インドの火力発電用タービン工場の生産能力を 2015年度までに倍増し、東南アジアや中近東 へ輸出する。こうした海外工場の第三国向け輸 出は、既に2010年度で約15兆8千億円と21 世紀に入ってからの10年間で3倍強に拡大し た。すなわち大企業はFTAの拡大に対応し、 輸出拠点の比重を国内から海外に移し、最適生 産地からの輸出に切り替えて国際競争力を強め てきた。こうした経緯からみても、TPP加盟 は大企業の企業内国際分業戦略の総決算であり、 日本経済と地域経済・中小企業の存立構造に関 わる重大問題である。

加えて大企業のグローバル展開戦略は輸出拡 大に繋がらないのみならず、逆輸入という形で 国内生産基盤の縮小傾向に拍車をかけかねない。 例えば、国内生産に占める輸出比率は3%程度 (自動車8社の14年上半期の平均は42%)と典型 的なグローバル循環型戦略をとるホンダの池史 彦専務は、日本経済新聞のインタビュー(2012 年3月1日付け)に対して、輸出は「まったく ゼロにはならないが減るだろう。逆に条件を見

https://rodosoken.com/

TPPにかける財界の野望



ながらアジアやアメリカからの逆輸入を考えて いくことになる。二輪車はもうそうなっており、 年間の世界販売約1500万台のうち日本の生産 は20万台のみ」と断言していた。経済産業省 の調査結果(2015年7-9月期)によると(図 4)、現地法人の販売先は全体では売上の72% を進出先国で販売しており、日本向けの輸出は 9.5%であり、第三国向け販売が2割近くを占 めている。しかし日本企業が最も重要視してい るアジアをみると日本向け販売比率は17.5% と、第三国向け販売と拮抗している点が注目さ れる。大企業のアジア進出の目的は、日本型の 生産システムをアジア・ワイドで構築し、日本 市場もグローバル市場の一環として位置づけた 構造を目指している。その結果、逆輸入は制度 的にビルトインされることになる。

既に 2010 年に日産は日本で販売する小型車 マーチをタイから輸入し、マーチはタイやイン

ドなど全量を海外で生産する体制に踏み切った。 主力車種を全面的に逆輸入するビジネスモデル の嚆矢となった。円安景気下の2014年にはス ズキはハンガリー工場からSUVを、三菱自動 車はタイ製のトラックを逆輸入し、国内生産は 拡大しなかった。そして今年の3月にスズキは インドで生産する小型車バレーノの国内販売を 始めた。インド製の車を日本メーカーが輸入す るのは初めての出来事だった⁽³⁾。多国籍企業に とって最大の関心事は為替相場に左右されない 世界最適地生産体制の構築であり、逆輸入戦略 はその一環となっている。日本企業の生産拠点 が数多く立地しているタイ、インドネシア、 フィリピンはTPPに前向きであり、日米政府 はアセアン諸国に対するTPP参加に力を注い でいる。TPPが成立し、アセアン諸国がそこ に組み込まれる事態が生じると、日本の製造業 の根幹が揺らぎかねない。

②TPPで製造業は復活するのか?

トヨタは今日、世界で50以上の工場を展開 しており、消費地で生産するという多国籍企業 版の地産地消システムを構築している。その際、 トヨタのグローバル戦略における日本国内の役 割と位置づけは、どのようになっているのか。 まず海外生産拠点の生産能力は、損益分岐点と 生産効率を考慮して年間20万台が基本ユニッ トとなっている(他の自動車メーカーも基本的に 同じ発想と考えられる)。そこで、ある国の需要 が好調で例えば主力車種の「カムリ」が年間 30万台販売可能だと仮定すると、不足分の10 万台は他国のトヨタの工場から調達する。その 場合の補完的供給の最終調整拠点が日本である。 すなわちグローバルな需給調節機能の拠点の役 割を日本工場が果たしている。同じ車種を世界 中で生産・販売しているので、円安になっても 日本からのドル建て輸出価格を引き下げられな い理由がここにある。このことから円安がいか に進行しようが、国内からの輸出が増える可能 性は出てこない。むしろ海外生産が好調な時期 に需給ギャップを補う意味での日本からの輸出 が増える構造となっている4%。

それではグローバル循環の時代における国内 製造業の役割はどこにあるのか。この点をトヨ タが国内生産300万台体制にこだわる理由を手 掛かりに考えてみよう。まず第1の理由は、先 にみたようにグローバル需給調整機能を維持す るための輸出能力の確保である。第2は国内需 要への対応である。トヨタの国内販売は150万 台が基本となっている。国内市場は依然として 年間500万台を数える世界有数の市場である。 第3の役割は母工場機能である。母工場の第1 の役割は次の点にある。新しいモデルの企画・ 開発から試作を経て量産試作から量産化に至る までのプロセスでは、生産工程面で様々な問題 (金型の不具合、部品仕様の欠陥、加工や組立工程 間での仕掛品の滞留など)が生じる。こうした ネック工程に対応し、問題点を解消していくた めには高度な技術水準を有する多くの部品加工 関連のサポーティング・インダストリー(下請 中小企業群)が不可欠である。母工場でネック 工程が解消され、生産のマニュアル化が実現し た後、新車の生産は海外工場に移転可能になる。 下請中小企業の存立基盤はこうした高度な機能 を有する中小企業に限定されてくるので、規格 化された量産部品を担当してきた下請中小企業 は整理・淘汰の対象となってきたし、TPPに より海外工場からの製品や部品の逆輸入が進む と下請企業の存立基盤はさらに掘り崩されるで あろう。母工場としての第2の役割は海外では 困難な少量多品種生産の高級車の生産機能であ る。世界全体では30万台売れるが、各市場で は2万台の需要しかない場合は、国内で生産し 輸出した方が効率的である。母工場としての3 つ目の役割は先端技術を駆使した新しい発想の モデルの開発拠点の役割である。新素材の利用、 電気自動車の開発のための電池システムの開発、 無人運転システムのためのセンサー・制御機構 開発などは広範な業種の企業との密接な連携が 必要なため、海外では実現不可能である。

しかし母工場機能の一部すら海外に移管する 動きが現実化している点が注目される。今年3 月にホンダは新型スポーツカー「NSX」の生 産をアメリカのオハイオ州の新工場PMCが担 うと発表した。「溶接、鋳造、塗装、デジタル 技術活用など最先端の試みを数多く手掛けるP MCは今、高級車の『マザー工場』だ」と日本 経済新聞は報道した⁽⁶⁾。

以上の考察から明らかなようにグローバル企

業は世界最適地生産の基本戦略の下で、国内生 産が位置づけられている。よって円安や大企業 減税によって国内生産・輸出が増えるという可 能性は極めて薄いと言わざるを得ない。また視 点を変えてみると、大企業のグローバル化戦略 は日本の貿易収支の悪化の原因ともなっている。 生産の海外移転は輸出の減少となるが、加えて 海外拠点からの日本への逆輸入によって輸入の 増大を招いている。毎年実施されている経済産 業省の「海外事業活動基本調査」によると製造 業での逆輸入金額(海外現地法人の日本向け売上 高)は、2000年度の約6兆円から2014年度に は約13兆円へと倍増し、輸入総額(約82兆円) に占める逆輸入の割合は15.6%に達している。 大企業のグローバル化支援を中心とする政府の 成長戦略は長期的視点からみると、国民経済の 持続可能性を掘り崩す危険性をはらんでいるこ とに注目する必要がある。

③国家的支援による大企業のグローバル循環 体制の推進

グローバル循環を目指す大企業への国家的支 援政策は貿易政策をも変質させている。貿易と は二国間での財やサービスの輸出入というイ メージが一般的であるが、グローバル循環型企 業にとっての貿易とは、母国から外国への輸出 のみならず、海外生産拠点から第三国への輸出 も貿易に含まれる。既に 2010 年度において日 本の輸出は約 68 兆円であったのに対して、現 地生産販売額は 115 兆円、海外工場から第三国 への輸出は 51 兆円となっていた⁽⁶⁾。こうした 大企業のグローバル戦略を支援するため政府は 貿易保険の補償範囲を抜本的に拡充してきた。 1950 年に創設された貿易保険⁽⁷⁾は、当初は日本 から外国への輸出のみに適用されていたが、 2010年からは海外工場から第三国への輸出に も適用されるようになり、13年4月以降は海 外での現地生産・現地販売にまで補償範囲が拡 大されることになり、さらに10月からは日本 企業が銀行から借り入れて海外子会社に融資す る場合にも保険が適用されるようになった。そ してTPP大筋合意が間近に迫った 2015 年 11 月21日にマレーシア訪問中の安倍首相は、日 本企業のアジア展開を制度的に支援するため、 貿易保険の大幅拡充を表明した。その要点は、 保険の契約期限を15年から30年に延長するこ と、現状では保険金支払いは円建てしか認めて いないが、為替リスクを考慮してドル建ての支 払いも認めること、相手国の政府保証のない案 件も対象にすることなど、多国籍企業のグロー バル循環機能の推進を支援する内容となってお り、関連法案を整備し 2016 年度から適用する ことになった(8)。

またアジア諸国に進出する日本企業が現地で 高度な技能労働者を確保しやすくするために、 2015年から韓国、中国、東南アジアなど12カ 国の大学に日本の高等専門学校(高専)を輸出 することを決定した。こうした政策は、製造業 の空洞化を促進する政策であり、日本国内から の輸出拡大方針および日本国内でのナショナル およびローカルな経済循環力強化の課題とは矛 盾し、国内製造業の空洞化に拍車をかける内容 であるといわざるを得ない⁽⁹⁾。こうした危惧は、 2013年版の『ものづくり白書』の第1章冒頭 の現状認識において「海外生産は拡大している が国内生産は頭打ちであり、現場力の強みに根 差した我が国ものづくり産業は中長期的に競争 力低下が懸念される」と明記されている。 ④財界が狙うTPPを突破口にした日本大改造 以上の結果、TPPは日本経済の復活に寄与 するものではなく国民経済の不安定性を強める ものであり、財界・経団連加盟企業の狙いは日 本の経済社会をトータルにグローバル循環シス テムの一環に組み込むことといえよう。人口減 少社会に突入し、国内総生産の縮小が予測され る日本は財界・大企業にとってマーケットとし ての魅力はなくなっている。

財界・大企業の21世紀戦略の基本は、アメ リカに従属した形でのアジア経済圏を中核にし たグローバル循環システムの構築にある。アジ アを始め途上国は民族・宗教対立により政情が 不安定であり、また中国との対抗上、アメリカ の経済力・軍事力への依存が不可欠となる。T P P で日本が失う国益の多くは農業に代表され る非大企業分野であるか、製薬・保険・金融分 野のようにアメリカ資本への従属的発展が基調 となっている分野である。財界としては国内市 場をアメリカに譲渡する見返りとして、アメリ カと市場分野で分担しつつ、アジア経済圏での 存立基盤を強固にする方針と考えられる。こう した流れの中で、国民生活の向上という視点を 財界・大企業は完全に放棄し、憲法25条に明 記されている「健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利」を岩盤規制という位置づけで敵視 し、徹底した規制緩和、憲法改悪への執念、産 業分野としての軍事力強化、情報統制など安倍 政権によって推進されようとしている日本大改 造政策の重要な因子がTPPである。

政府調達問題や I S D 条項に関しても地方自 治体の政策や国民生活に対しては非常に大きな 問題が含まれているが、対外進出を前提にした 財界・大企業にとっては、途上国での巨大なイ ンフラ整備への参入や対外進出した企業の権益 保護を確実化するためには必要不可欠な条項と なる。要するに財界のTPPに対する基本的観 点は国民経済の安定した自主的な発展に置いて いるのではなく、多国籍大企業の利害の優先す る制度的要件整備に置いているのである。

3 国民生活向上を目指した日本経 済改革の構図

TPP成立後の日本は、市場原理があらゆる 領域で支配原理となり、貧困と格差が多面的に 拡大する社会となろう。日本経済の戦後発展過 程のなかで蓄積されてきた経済力・技術力を、 急速に進む少子・高齢化社会のなかで国民生活 向上のために活用することが求められている。 そこで最後にTPPに対抗する日本経済の構造 改革の構図を考えてみよう。

持続可能で空洞化しにくい経済社会を支える 経済基盤は、地域固有の資源と生活文化を活か した暮らしに直結する産業(典型例は衣食住関 連の生活必需品産業)である。科学技術の成果 を活かした量産量販型の産業を文明型産業(自 動車・家電のように使用価値が万国共通で普遍性 を持つ財・サービスを生み出す産業でグローバル 指向型)とすると、本来先進国に立地する生活 必需品に関わる産業は質産質販型のローカル循 環に依拠した文化型産業として位置づけられる (表1)。文明に先進・後進はあるが、文化に優 劣はない。文明は規格化・統一化を求めるが、 文化は多様性を前提とする。多様な文化を前提 としてブランドは生まれる。

こうした観点から個性的で豊かな社会として 自他ともに認める欧州大陸中央部に位置する先 進諸国(例えば、ドイツ、フランス、イタリア、 スイス、オーストリアなど)をみると、衣食住に 関わる産業領域では固有の文化・伝統を踏まえ

8

	文化型産業	文明型産業
産業部門イメージ	衣食住などの生活必需品産業	自動車・家電などの近代的機械工業
製品の機能の特性	人間の生命と生活の維持と質的充実	人間の手足・五感の機能向上
主要な素材の特徴	天然資源の活用	合成物質の開発・活用
生産力の特徴	技能・熟練の高度化	技術(機械体系)の進歩
競争力の源泉	地域生活文化と感性の独創性	科学技術・知性の高度化
中心的な企業類型	地域密着型中小企業	大企業・ベンチャー企業
社会生活での機能	自然環境・コミュニティの持続性	生活空間の快適性・利便性の向上
資本の循環形態	ローカル循環	グローバル循環
都市景観の特性	記憶を重ねる街づくり	記憶を消し去る街づくり
産業の存在意義	幸せな社会の経済基盤(GNH向上)	豊かな社会の経済基盤(GNP向上)

表1 文化型産業と文明型産業のイメージ

(筆者作成)

て、徹底的に民族性・地域性を大切にしたロー カル循環型のモノづくりと流通システムが地域 に根ざした中小企業と農林漁業者によって保持 されている分野である。このタイプの地域経済 と製品が民族・地域文化の物質的土台を形成し ており、自前の生活文化と豊かな暮らしを体現 する製品群である。これらの産業は本来、小 ロットで個性的かつ技能熟練が強みの根源と なっている分野であり、そのために必要な設 備・機械や素材加工も規格化・標準化原理に基 づく大企業では担えきれず、地域に根差した中 小規模の開発型・機械加工経営が主役を演じる 領域である。そして先進国のこの分野の製品・ サービスは、高度なモノづくり力の基礎上で徹 底的に民族性・地域性に特化した高級品である ことによって、逆に高度な国際性を持ちうる分 野(いわゆるグローカリズム(10))でもある。

日本が世界中と貿易摩擦を引き起こしていた 時代から対先進国貿易で一貫して日本が輸入超 過であった代表的な先進国は文化型産業を大切 に育んでいる中部ヨーロッパの国々であった。 そこで、TPPで問題視されている農業や地場 産業の在り方を考える上で参考になるであろう イタリアを取り上げ、その具体的な貿易内容に

ついてみてみよう (図 5. 次ページ)。2014年の 日本とイタリアの二国間貿易の構成をみると貿 易収支では日本が大幅な赤字となっているが、 問題は日本がイタリアから輸入している品目に ある。第1位はファッションやバッグ・革靴な どの繊維・皮革で、第2位にワインやイタリア 料理の食材に関わる食品・飲料が上がっており、 この二つで輸入額の4割を占めている。これら の製品群は地域資源を活かしたホンモノ指向で 文化度が高い地場産業製品であり、小規模な専 門業者・農民の地域内分業で生産・販売されて おり、地域内経済循環の度合いが高く、また経験 と技能が不可欠であるため多様な年代層の安定 した雇用が生み出され、持続可能な地域経済の基 本原理を構成する。日本政府も農産物の輸出に 力を注いでいるが、国内自給率が世界最低レベ ルの状態をさらに悪化させる政策を基本に据え つつ、少数のブランド農産物を育成しても自律し た地域経済は形成されない点が看過されている。

また対日輸出品目の第4位に入っている輸送 用機械(主力は自動車工業)をみると対日輸出 金額は6.56億ユーロ、対日輸入額は6.27億 ユーロでほぼ金額的には拮抗しているが、イタ リアから日本への輸出は量産型のフィアットを



資料:『2015年版ジェトロ世界貿易投資白書』353頁より作成。

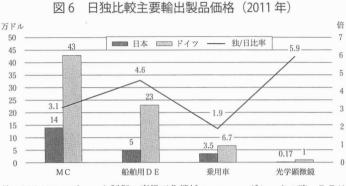
除くと、日本には存在しないタイプのフェラー リ、ランボルギーニ、アルファロメオ、マセラ ティなどのスーパーカーを生産するメーカーが 重要な役割を演じている。これらの企業は生産 ロットからみて中小企業タイプであり、製品自 体が高度な技術と文化性を担っているのでメー ド・イン・イタリアでないと価値がない。すな わち空洞化しない製造業の典型である。これに 対して日本からイタリアへの輸出は量産型の輸 送用機械と機械製品を中心としたグローバル循 環指向の重化学工業製品が大部分を占め、産業 空洞化と無縁なローカル循環型の地場産品の比 重は極めて低い点が問題である。

またドイツとの二国間貿易はバランスが取れ た形になっており、機械・電機系に比重を置い た日本とドイツの産業構造は表面的にみると似 ているが、図6が示すように日本の場合には量 産・価格競争力重視のマス・マーケット志向で あるのに対して、ドイツはベンツのSクラスや BMWの7シリーズ、印刷機械のハイデルに代 表されるように高級品でありステイタス・シン ボル商品に重点が置かれており、途上国製品と は競合しない安定した独自の市場を構築してい る。このように高級品ゾーンに重点を置くドイ ツ製品は生産の規格化・標準化・量産化よりも 小ロット生産の高級品志向であり感性・技能重 視であるため、生産拠点はドイツ国内を離れる ことはできない。またドイツの場合には生活文 化産業はマイスター制度によって守られており、 ドイツ民族文化の精華が反映されることにより、 機能性重視の文明型産業の製品でも文化性を付 与し、価格帯をワンランク引き上げている。

ドイツ、イタリア、フランスなどの中部ヨー ロッパの先進諸国は日本のように文明型産業に 特化したグローバル化志向の成長戦略のみに軸 足を置くのでなく、成長率の高い文明型産業と ともに地域資源と技能熟練を重視した地域内循 環型の文化型産業も重視した二本足の産業振興 政策を実施しているため小零細企業の比重は 21世紀に入ってからも低下していない。経営 基盤は脆弱であるが地域コミュニティのコアと なる24時間市民(営業と生活の場が一体化)とし ての自営業の推移をみると日本では大幅に減少 しているのに対して、ドイツ、イタリア、フラ ンスでは経済のグローバル化時代においても着 実な増加傾向を示している点が注目される(図7)。

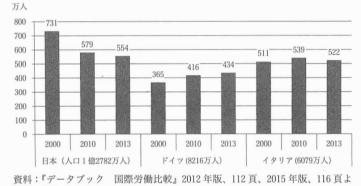
安倍政権が目指す参院選後の臨時国会でのT PP承認は、以上で述べたような持続可能な国

https://rodosoken.com/



注:MCはコンピュータ制御の高級工作機械のマシニングセンタの略、DEは ディーゼル・エンジンの略。 資料:『2012 年版通商白書』308 頁より作成。

図7 日独伊の自営業者数の推移



り作成。

づくりの条件と可能性を掘り崩し、貧困と格差 が致命的に拡大する社会への移行に繋がるもの である。逆にTPP拒否の道こそが日本の未来 を切り開く第一歩となろう。

(よしだ けいいち・理事、駒澤大学教授)

(注)

- 『JAMAGAZIN』2007年3月号(日本自動 車工業会)参照。
- (2)「日本経済新聞」2013年7月12日付参照。
- (3)「日本経済新聞」2010年7月1日、2014年10月16日、2016年3月10日付け参照。
- (4) 財部誠一『メイド・イン・ジャパン消滅!』朝日新聞出版、2012 年、第4章参照。
- (5)「日本経済新聞」2016年3月18日付け参照。
- (6)「日本経済新聞」2012年5月3日付け参照。

- (7)取引先の海外企業が破綻したり、海外政府 が契約を破棄したりして売却代金が回収でき ない場合などに、保険料を払った日本企業に 保険金を支払う仕組み。一般的な物損に関わ る保険は民間の損害保険会社が扱うのに対し て、貿易保険は貿易取引に支障が生じた場合 の保険である。
- (8)「日本経済新聞」2011年1月8日、2012年5 月3日、2015年11月22日、独立行政法人日 本貿易保険のホームページを参照。
- (9)「日本経済新聞」2013年7月19日「夕刊」参照。
- (10) グローカリズムとは、地域特性から生まれ る個性的な生活文化の昇華したローカル循環 型の働・サービスおよび生活様式・町並み・ 景観(ローカリズム)がグローバルに評価さ れること。

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

雇用、働き方はどう変わるのか

布施恵輔

はじめに

編集部から求められているのは、TPPにか かわる雇用と働き方にについての分析である。 TPPの中には「労働」の章が第19章として 設けられている。当然、その内容についても述 べるが、労働者・労働組合の観点からみても、 やはり協定全体が労働者の労働と暮らし全体に 破壊的影響力を持っており、そうした点につい ても触れたい。

筆者は全労連の活動を通じ、交渉に日本政府 が正式に参加する以前から、当該加盟国労組や NGO との意見交換や行動の調整にかかわりを 持ってきた。その中で、参加の機会を得た、 2012 年の米国・ダラスでの交渉会合期間中に 行われたレセプションにおいて、ホスト役であ る米国のカーク通商代表(当時)がTPPにつ いて「21 世紀の貿易協定のゴールデンスタン ダードだ」と挨拶したことが強い印象として 残っている。

それから4年あまり、協定調印後に設けられ た市民団体共同の条文分析チームに参加してき た経験も踏まえて、雇用と働き方に関する分析 に加えて、労働組合間の交流や交渉へのロビー 活動などの経験を踏まえていくつか共通する課 題についても言及することにしたい。

「合意」された協定文をめぐって

2015年10月にアトランタの会合において 「大筋合意」したTPP。その後、11月の協定 文公表(英語)、今年2月にニュージーランド での12か国代表による署名となった。署名後 は各国での批准手続きに移っている。日本政府 は、英語原文で5000ページ以上の協定文を、1 月7日時点でようやく「暫定仮訳」として公表 した。しかしこれは本文と日本に関わる付属書、 二国間交換文書のみであり、付属書全体は訳さ れていない。

そのためTPPの全体像を把握することには 依然として困難がある。TPP協定は正文を英 語、フランス語、スペイン語としている。交渉 の過程ではほぼ英語で議論が進められており、 英語で作成されたTPPだが、ペルーとチリの 公用語であるスペイン語が入ったことはまだし も、カナダの英語と並ぶ公用語であるためフラ ンス語が入った。しかし、経済規模で加盟12 か国中第二位の日本語が正文となっていない。

日本語が正文でないことへの批判もうなずけ るが、私はこの協定が今後のこの種の協定のス タンダードとしての性格を持っているために、 国連公用語でも使用範囲の比較的広い前述の三 言語が採用されたと考えている。

前述したように、日本語訳が公開されていな

12

https://rodosoken.com/

いため、TPPの全体像をつかむことは難しい。 2015年11月以降、市民団体の仲間によって英 文テキスト原文を読み解き、日本や他国の市民 にとっての危機を指摘する分析チームを立ち上 げた。膨大な英文との格闘は非常に困難であり、 協定文そのものに、直接的に「大企業のための TPPです」と書かれているわけではない。し かも、政府は2015年12月に「TPP対策」の 補正予算を通し、「TPPによる経済効果は13 兆円」と魔法のような数字をうち出した。そう したまやかしを打ち破っていくためにも、細か い文言の一つひとつを正確に分析し、行間から その意味を読み解いていくことが必要になる。

ちなみに4月に全労連を訪問したベトナム労 働総連合の代表団からは、TPP協定のベトナ ム語への翻訳はすでに終了し、労働組合や企業 など関係する機関に提供されていると聞いた。 ベトナムは5月の国会議員選挙を経て新国会で の批准審議が予定されているが、国民的な討議 の基礎となる基本的情報すら隠している日本政 府の姿勢は極めて問題であり、危険だと言わざ るをえない。

TPP協定の特徴

協定内の労働の章について説明する前に、T PP協定の全体像について述べたい。

分析チームでの分析内容、特にこれまでの貿 易協定やWTO協定などに関わってきた仲間の 情報を総合しても、TPPの協定文そのものの 形式、内容に関してはこれまでの貿易協定など で使われてきた内容の焼き直しの部分が多い。 米国の研究機関の分析でも協定本文は過去の米 国が各国(二国間や複数の国との間の)との協定 と類似点が多い。「投資」の章では82%までが 米国ーコロンビア自由貿易協定の同一の章と同 じであるという分析もある。これまで米国が追 求してきた自由貿易協定拡大の延長線上にTP Pは存在し、そのためこれまでの形式が多くで 踏襲されているのだ。

昨年10月の大筋合意の前の段階では、各国 の相違点を埋めることが困難を極めていた分野 が存在したが、米国は急ごしらえで、なんとか まとめようとした。その中で米国の多国籍企業、 グローバル大企業が本当に求めていた水準から 一定譲歩している分野も存在している。バイオ 医薬品のデータ保護期間、ISDS条項からタ バコのパッケージを除外していることも米国の 譲歩であると考えられる。仮に米国の要求がそ のまま反映されていれば、極論すれば「国民皆 医療保険制度は廃止する」とか「遺伝子組み換 え表示の義務づけ禁止」など誰が見ても労働 者・国民に有害であるとわかるような内容があ からさまに盛り込まれたかもしれない。だが、 結果的にはこれまでの貿易協定、二国間経済協 定の枠を出ていない。

しかし、細かい分析の過程ではいくつもの問 題点が浮き彫りになった。もちろん交渉経過に 関する情報の開示など今後の国会論戦や各国か らの情報によってさらに危険性が明確になると、 確信をもっていうことができる。

そして、幾つかの分野、章では再交渉の義務 付け、問題が起こった際に当事国間で話し合う 仕組みの創設など、今後TPPが適用されてい く上でさらに内容が確定され、今後も労働者・ 国民にとって悪い内容が他国から押し付けられ る可能性が十分にあることも指摘したい。

国会に恥ずかしげもなく提出されたいわゆる 「黒塗り」資料に見られるように、交渉当事者 である政府は守秘義務をたてに交渉の詳細を明 かさず、野党の質問に対して不誠実な対応に終 始している。この異様な秘密主義への国民的な 批判の高まりと国会での追及により、通常国会 での成立を狙った政府の目論見は大きく崩れた。 2013年の自民党内の部会の決議では、「国民 に十分な情報公開と説明責任を果たす」と明記 されているが、協定文が公開されて以降国民一 般が誰でも参加できるような説明会は一度も開 かれていない。これらの事実からも、TPP協 定の批准にはなんの大義もなく、反対すべき事 案であることは明白であろう。

政府に直ちに説明責任を果たすように要求す ると同時に、協定文に埋め込まれた、また行間 からしかわからない仕掛けを総合的な視点で読 み解いていく、粘り強い作業と運動が求められ る。

危険性はどこに

国際労働組合総連合(ITUC)は、協定文 の調印後直ちに声明を発表している。詳細は省 くが、TPP協定が民主主義、社会的権利、公 共サービス・医療を破壊し、少数の利益のため に多数を犠牲にする協定であることを明確に述 べている。そして「人々と地球よりも、企業の 利益を優先するTPPに国際労働運動は反対す る」と結論づけている。TPP加盟国のナショ ナルセンターもおおむね同じ立場に立っている。

TPP協定全体の特徴を踏まえて特に運動の 側が問題にしているのは以下の5つの危険性に ついてである。

第一は、生きた協定であること。政府の高官 の発言や各国の報道などからも、TPPが生き た協定と呼ばれ、さらなる自由化へ協定が再交 渉や再協議、適用時の改革によって進化してい く。今後さらにこの協定が危険性を増していく ことになる。 二つ目には、ネガティブリスト方式が採用さ れていることである。WTO交渉などとは異な り、自由化から除外したい領域・項目をあらか じめリスト化して提出して、確認するという方 式が採用された。ここに明示されない分野は本 文で適用外でなければ全て自由化の対象という、 将来にわたって加盟国政府の政策決定を縛る危 険な内容を含んでいる。

三つ目に、ラチェット条項がある。「越境 サービス」章にあるラチェット条項は、発効時 の各国の規制や法律の自由化水準を低くするこ とができないという決まりのこと。適用される 分野では規制緩和されたものを再強化すること も、一旦民営化されたサービスを公営化するこ ともできなくなる。ラチェットとは一方方向に しか回らない歯車のことだが、TPPは自由化 の方向にしか回らない歯車である。

四つ目に、規制の整合性がある。これは各国 の規制や法律をいわゆる「TPPルール」とし て統一させていくためのメカニズムとして「規 制の整合性」という章に設けられている。既存 の規制の撤廃だけでなく、規制の立案から実施、 見直しの過程から「利害関係者(多くの場合は 企業や投資家)」の意見が取り入れられる仕組み が設けられ、労働者・国民に知らせずに規制緩 和が進む可能性がある。

最後に、承認手続きである。各国で進められ ている批准手続きとは別個に、米国などからさ らなる「要求」を突きつけられる危険がある。 これまでの貿易協定でも米国は批准から発効す るまでの間に相手国の国内法をチェックし、変 更要求をした経過がある。米国一ペルー自由貿 易協定ではこれにより発効に時間を要した。承 認手続きという名の追加要求が可能と言う解釈 に米国政府は立っており、今後もさらに関税引

14

き下げや貿易障壁の撤廃など、主権や民主的権 利をないがしろにした要求を突きつけられる可 能性は十分ある。

労働者を守るのではなく、むしろ企業の自由な行動を規制しない労働の章

「労働」に関する章がTPPの条文第19章に 設けられている。WTO協定にもそのような規 定はなく、日本がこれまで結んできた経済連携 協定などにも、日本-チリ協定に労働に関する 記述があるが、章立てまでして「労働」を設け るのは初めてだ。内閣府のホームページには労 働の章に関して「貿易や投資の促進のために労 働基準を緩和すべきでないこと等について定め る」と次のように解説されている。

第19章 労働

国際的に認められた労働者の権利に直接関 係する締約国の法律等(以下「労働法令」とい う。)を執行すること、国際労働機関の1998 年の労働における基本的な原則及び権利に関 する宣言並びにその実施に関する措置(IL O宣言)に述べられている権利(強制労働の 撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差 別の撤廃等)を自国の法律等において採用・ 維持すること、労働法令についての啓発の促 進及び公衆による関与のための枠組み、協力 に関する原則等について定める。

日本は、TPP協定の労働章において、各 締約国が保障すべきこととされている労働者 の権利に関係する国内法令を既に有している ことから、追加的な法的措置が必要となるも のはないが、これらの規定により各締約国で 労働者の権利保護がすすめば、公正・公平な 競争条件の確保につながり、ひいては、我が 国企業の相対的な競争力強化につながること が期待される。

しかし、結論から先に言えば、労働の章では、 「労働基準の緩和」の歯止めは期待できないば かりか、グローバル大企業がますます国境を超 えて自由に展開することを保障する内容になっ ている。労働基準の遵守に関する規定も、既存 の自由貿易協定、経済連携協定の内容の枠を出 るものにはなっていない。TPPに関して、加 盟国労働組合の多くが求めていた守るべき労働 条件の詳細な定義、適用と執行の強化は文面上 盛り込まれておらず、労働基準の向上や権利状 態の改善が進むとは考えられない。

TPPはその基本的性格や内容からして全く 賛成できるものではないが、労働の章に関して も労働条件悪化防止の歯止めにならず、批准す べきでないことは明確である。以下具体的に内 容を検討したい。

| L O 宣言と中核条約の縛りの弱さ

条文第1条では参照すべき国際労働基準とし てILO(国際労働機関)が1998年に採択した 「職場の権利と原則に関するILO宣言(IL O新宣言)」が触れられている。この宣言は、 結社の自由、強制労働禁止、差別禁止、児童労 働禁止の4分野8条約を「中核条約」とし、I LO加盟各国に最優先での批准と、仮に批准さ れなくてもその内容の適用を求めている。いわ ば世界のどこの国でも最低限守られなければな らない基準ということになる。

しかし、条文では宣言の正式名称と4分野の 記述はあるものの、条約番号が明示されていな い。これでは該当するILO条約に定められた 内容との整合性が問題になりにくく、例えば強

15

制労働禁止、差別禁止もどこまでの加盟国の施 策として必要なのか、ILOの条約監視機構が 積み重ねてきた解釈と乖離する可能性をはらん でいる。

さらに問題なのは8条約中、日本は「強制労 働の廃止に関する条約」=105号条約、差別禁 止を定めた「雇用および職業についての差別待 遇に関する条約」=111号条約を批准していな い。TPP参加12カ国で見るとチリとペルー は8条約すべて批准しているが、オーストラリ ア、メキシコは7条約、カナダ、シンガポール、 ニュージーランドが6条約、ベトナム5条約批 准に対し、ブルネイと米国はわずか2条約の批 准にとどまっている。この批准状況にも見られ るように、そもそも4分野8条約を締約国が批 准し、遵守するのかが締約国には鋭く問われる。

ベトナムはTPP参加を見越して結社の自由 に関する 87、98 号条約批准に向けて議論に 入っているとされる。既存の労働組合以外の複 数の労働組合が職場に結成され、いずれは全国 組織も結成可能になるように徐々に制度改変を 進める予定だ。

5月にアメリカ合衆国国際貿易委員会による 「TPPの米国経済と特定の産業分野に与えう る影響」と題した報告書では、TPP協定本文 とは別にベトナム、ブルネイ、マレーシアとの 間で付属文書を締結し、それらの国に労働法制、 労使慣行の「顕著な」改変を可能にしたとして います。そして「米国に関しては何らの法律、 制度の変更も伴わない」としている。同じく5 月4日に発表された議会調査局の「TPPの主 要な内容と議会の検討事項」と題する連邦議会 議員向けの報告書の労働に関する部分では、 「ベトナムが職場レベルでの労働組合の発足に 関する実施計画を実行していないと合衆国が判 断すれば、ベトナム製産品の追加的間是非聴き 下げ措置を留保することができる」と解説され ている。グローバル大企業・資本を背景にした 大国がこの協定を使って主権国家の制度に介入 するという、極めて不平等で危険な協定である ことがわかる。途上国には法律改正や条約の批 准を迫っておきながら、先進国や日本のILO 条約批准が進まないのは許されない。安倍首相 は同一労働同一賃金の実現を目指しているとさ れるが、TPPを批准するなら直ちに日本に残 された宿題=二つの未批准条約についても直ち に批准すべきだ。

国際的な労働基準はILOで議論さ れるべき

労働に関する国際労働基準作りや調整はIL Oを通じて行われており、90年代から世界貿 易機関(WTO)とILOの間には国際労働基 準と貿易の関係に関する論争が存在し様々な決 定が行われてきた。98年のILO新宣言は国 際労働基準の問題はILOが担当するという住 み分けと、グローバル化した社会での国際労働 基準のあり方の指針として今日においても有効 である。TPPの今回の協定案に、労働の章を 設けることそのものが誤りであり、労働基準の 確保はILOを中心に行うべきだと考える。

条文の詳細を見れば、前述のILO中核条約 に加えて第1条では「最低賃金、労働時間なら びに職業上の安全および健康に関する受け入れ 可能な条件」とある。「受け入れ可能な条件」 では、もともと抜け穴やダブルスタンダードが できることを想定しているようなものだ。強制 労働(第6条)に関しても、強制労働に関与し た産品を「輸入しないよう奨励」するとしかな い。ILO条約と勧告、その監視機構が積み上 げてきた活動を踏まえない、あるいは無視した TPPは国際労働基準の適用と監視という点で も相容れない。

労働の章後半にある労働問題の議論の枠組み に関する規定(第10条、第11条)でも、IL Oの原則である三者構成主義(政労使の枠組み) に基づく必要な協議や作業への労働組合の参加 も条文上の規定が不明確だ。労働政策審議会、 中央労働委員会、最低賃金審議会はじめ重要な 労働政策は日本でも労使の団体が入った三者構 成で議論が行われている。

近年それらの三者協議を経ずに、経済財政諮 問会議などの決定を具体化するだけというケー スが増えている。今後TPPによって発生する であろうさまざまな労働問題を考えるとき、条 約にその政労使による協議の枠組みが保障され ていないことは問題だ。

私たちの雇用や働き方はどうなるのか

労働の章は分量も少なく、やや技術的な側面 がある。そもそもTPPで雇用が増えるのか、 労働条件に与える影響、日本の雇用にどのよう に影響するのか、他の条文の規定も含め総合的 な分析が必要である。

米マサチューセッツ州のタフツ大学の世界開 発環境研究所(GDAE)が1月に公表したTP Pの影響分析の報告書は、TPP発効10年の 後にGDPが0.12%減少し、7万4000人の雇 用が失われると試算している(表を参照)。

この間TPP加盟国の労働組合とさまざま情 報交換を重ねてきたが、雇用が増えるという予 測はほとんどなく、増えても非正規・不安定な 雇用ではないかというのは大勢であった。タフ ッ大学の調査はそのことを裏付けている。今グ ローバルに展開するグローバル企業と呼ばれる 大企業は、直接雇用の労働者を極限まで減らし、 国境を越えて下請け、間接雇用を活用すること で莫大な利益を上げている。

グローバルに生産、流通、販売を展開してい る主要 50 社を見ても、直接雇用はわずか 6 % という調査結果もある。このようなグローバル 大企業が自由にビジネスを展開する世界をTP Pは目指しているのだ。

また、労働移動、移民労働へのTPPによる 影響は労働以外の章とも大きくかかわることに なる。労働者の移動の制限がかなりの程度緩和 される可能性がある。日本政府はすでに、2020 年の東京オリンピックを見越した建設需要の拡 大、高齢化に伴い介護人材の確保のために、研 修生制度の拡大などをすでに進めている。厚生 労働省などの説明では移民政策を変えわけでは ないとされているが、言葉の壁があるとはいえ 移動の自由度が拡大することで生じる影響は しっかりと見極める必要がある。

さまざまな人種や民族が共生する、多文化共 生社会を目指すべきと全労連は考えている。し かし、戦前の強制連行など未解決課題を残して いること。また教育や医療など社会制度が外国 人が利用できるのか、現在多くの難民が押し寄 せ社会的困難が増しているドイツなどヨーロッ パ諸国の例を見れば、まだまだ政府も私たち市

TPPの影響試算 GDAE報告書より

	GDP (%)	雇用(人)
日本	- 0.12 %	- 74,000 人
米国	- 0.54 %	- 448,000 人
カナダ	0.28 %	- 58,000 人
メキシコ	0.98 %	- 78,000 人
オーストラリア	0.87 %	- 39,000 人
ニュージーランド	0.77 %	- 6,000 人
東アジア(1)	2.18 %	- 55,000 人
チリ、ペルー	2.84 %	- 14,000 人

(1) = ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム

民社会も議論が足りない。現実が先を行くという事態がないようしっかりと検討し、決断しなければならない。この問題はTPPだけが原因ではないが、国民的議論と合意が必要な課題となっている。

残業代ゼロを狙った労働基準法「改正」案、 外国人実習生制度の「改正」案などTPP先取 りとも言えるような規制緩和法案が提出されて おり、それらの先取り的な動きには警戒が必要だ。

利益を得るのは多国籍大企業

TPPによって確実に利益を得るのは、ごく 一部の自動車、IT家電、インフラ系企業と商 社であり、地域経済を担う圧倒的な産業は、 「原則関税ゼロ」によって打撃を受ける。

アベノミクスで地方には何の恩恵もなかった ことは明らかだが、TPPというグローバル経 済の原理は、日本からの投資を必ず外へ向かわ せる。賃金が安く、投資先としてもよいと思わ れるベトナムやマレーシアなどに日本企業の目 が向けられ、工場移転や市場としての進出は加 速する。

まさに、米国労働運動がTPP反対の最大理 由として挙げている「雇用の喪失」は、日本に もあてはまる。農業や中小企業が空洞化した地 域社会に、果たして何が残るのか。政府は「日 本にも海外から投資がたくさんやってくる」と 言うが、仮に投資が増えても都市部に集中し、 大都市と地方の格差はますます広がる。

TPPにおける農産品の関税と農業者への打 撃はすでに多くの分析が共有されている。TP Pで壊されるのは、単に農業者だけではなく、 地域経済全般である。原料を生産し、運び、加 工し、販売する、といった地域の小さなサプラ イチェーンは当然壊れ、地域には失業者が増え る。TPPは地域経済循環に基盤をおく中小企 業にとって厳しい結果しかもたらさないだろう。

終わりに

TPPそのものの批准の阻止は今後重要な課 題になる。夏の参議院議員選挙で裏切りに裏切 りを重ねた安倍自公政権を退陣に追い込むこと が何よりの目標だ。実は各国でも批准に向けた 展望はそれほど明るくない。米国大統領選挙で は民主党も共和党も主要候補者は全てTPPに 反対の立場を表明しており、その思惑が異なる とはいえ議会の選挙結果も含め事態は混沌とし ている。チリやカナダも慎重審議を明言してお り、予断を許さない。

そのためにも、TPP批准を前提に、日本の 財界の利益のために進められている国内法、制 度の改悪を止めることである。雇用や医療など の改悪はすでに日米財界双方からの要求で進ん でいる側面もあり、これらの運動に今以上に力 を入れて取り組まなければならない。

雇用や地域経済、医療などの社会保障制度は 待ったなしのところにまで追い詰められている。 私たちの職場や地域の課題から、TPPの課題 を結んでグローバルにたたかうことが求められ ている。

(ふせ けいすけ・会員、全労連常任幹事・国際局長)

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

TPPでどうなる日本の医療

日野秀逸

1 国民主権をアメリカと日本の資本が侵害する仕組み

本小論ではTPPが日本の医療にどのような 影響をもたらすかを考察する。その前提として、 いくつかのことを確認しておく。

1) 日米同盟の強化が根底に

経団連米倉会長(当時)は「世界との連携と いう観点においてはTPPの交渉の参加は通商 政策の観点のみならず、外交、安全保障の基準 である日米同盟の深化であるとか、あるいはア ジア太平洋地域における安定的な秩序づくりと いったことから不可欠な政策課題であると思い ます」(2011年10月28日、第1回国家戦略会議 での発言、「しんぶん赤旗」11年12月8日参照) と語り、財界がTPPを推進する理由は、単に 多国籍企業の活動をいっそう自由にするための 通商政策だけの問題ではなく、日米安保条約2 条に対応する経済安保の課題であることを強調 した。TPPが、安保法制(戦争法)とセット をなす、日米安保体制の強化という性格を持つ ことを捉えなければならない。

アメリカ側でも、ブルッキングス研究所の ジョシュア・メルツァーは「TPPは経済的な 理由だけでなく、外交戦略上の意味がある。米 国は環太平洋域でリーダーシップを演じようと している」(『朝日新聞』2012年2月9日)と述 べている。

TPPはアメリカ型グローバル経済の論 理に各国の制度を従属させる

商品や資本は、国境を越えて世界に進出する というグローバル性を特徴とする。しかし、医 療を含む社会保障は、地域性・国内性が強い。 「政策の決定や選択権の行使はある一つの国家 状況の中で行われるのだということを認識する ことも大切である」「歴史的に見て国民国家が 変化を嫌う文化的、制度的な島国性という特徴 をもつことも事実である」(ミシュラー、丸谷泠 史他訳、『福祉国家と資本主義』、晃洋書房、1995 年、6頁)。

TPPは、日本を世界で一番企業が活躍しや すい国にする、という安倍政権の戦略にそって いる。ここでいう企業とは日本企業に限らない。 その国で国民の生活の現実と運動を背景に成立 してきた社会保障などの労働と生活の様々な ルールを、大企業(現実的にはアメリカと日本の 大企業)の営利活動に有利なように、変えてし まうものである。経済・資本の論理を各国に押 しつけるのがTPPであるが、ここで押しつけ られる資本の論理は、アメリカ型のルールであ る。TPP関係諸国の中で圧倒的経済力を持つ 「アメリカ型ルール」を各国に押しつけて、「そ れらの国のかたち」そのものを大きく変えてし まう内容を持っている。医療にかんしていえば、 食の安全を含めて、国民の健康と生命を守る制 度・ルールが、大きく崩される危険が問題であ る。

TPPは、アメリカ主導の日米同盟強化のための通商協定推進路線であり、憲法が要請する 平和的・主権在民的経済外交政策と対立する。 TPPの本質は主権在民の否定であり、憲法の 上に安保条約を置いているように、憲法の上に TPP協定を置くものである。

2 国民皆保険のすべてを対象とす るTPP協議

1) 「日本の公的医療保険変更の内容はない」 (石原担当相)

石原伸晃経済再生(一体改革)担当相は2016 年4月7日の衆院・環太平洋パートナーシップ 協定等に関する特別委員会で、環太平洋連携協 定(TPP)による日本の公的医療保険制度へ, の影響について「私は何で(協定を締結すれば) 国民皆保険制度が崩壊するという話になるのか 不思議に思っていた。協定の中に『医療保険制 度に関して、日本が今行っているものを改めな さい。変更しなさい』という規定が仮にあれば、 それは大変なことだが、そんなものは全くな い」「(全く)ないということは、今やっている もの(国民皆保険)をしっかりと守っていくと いう方針に何ら変更はない(ということだ)」と 答弁した(自民党の福井照氏への答弁)。

問題は、この石原答弁が真実を語っているの か否かである。結論は「否」である。

2) 皆保険体制を含めて協議の対象に

30章からなるTPP協定には、独立した医

療の章は無い。このことを根拠に、石原大臣は じめ政府の対策本部は、「公的医療保険制度に 関して変更は行われません」と説明してきた。 しかし、国民皆保険制度の重要な一部をなす薬 価制度、あるいは新薬の特許期間やデータ報告 は明示的に協議の対象としているのである。

また、いわば本丸とも言うべき「健康保険制 度」についても、「医薬品及び医療機器に関す る透明性及び手続の公正な実施に関する附属書 の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政 府との間の文書(概要)」において、「両国政府 は、附属書に関するあらゆる事項(関連する将 来の保健制度を含む。)について協議する用意が あることを確認」(訳文は、内閣府ホームページ のTPP政府対策本部のコーナーから入手)して いる。要するに薬価制度を含む公的医療制度に かかわる「あらゆる事項」を協議対象とするこ とで合意しているのである。

2

アメリカの悲劇を日本に「輸出」――公 的健康保険制度のない国がモデルか

医療に関わるTPPの最大の害悪は、日本の 医療・福祉分野をアメリカの投資対象にするこ とと、公的皆保険制をアメリカ的に営利民営化 することである。TPPに反対しているジェー ン・ケルシー(オークランド大学教授)は、「『異 常な契約』TPPに潜む米国のダブルスタン ダード戦略」(『世界』、2013年12月)で、日本 の医療制度を踏まえつつ、「日本の国民皆保険 制度は、金融と健康セクターを通じた一貫した 制度は社会的・文化的性格が強い。対照的に、 米国の金融業界は健康保険を大きな利益を生む 金融商品ととらえ、これを公的政策としての特 色をまったくもたない形態の保険として取り扱 う。……米国が多国間でのTPP交渉や日米並 行協議での非関税障壁撤廃交渉の両方を通じて、 健康保険制度の『競争中立性』の実現を目指す ことは明らかである」と指摘している。

1章2節で述べたように、医療制度・健康保 険制度は「社会的・文化的性格が強い」のであ る。ニュージーランドの研究者からの、正確な 問題提起として重視したい。

彼女はまた、「日本の国民健康保険制度が功 を奏しているのは、この制度が経験豊かで献身 的な医療従事者、管理された報酬、非営利の病 院や公共施設を伴った公的医療システムに基づ いているためだ。一方、米国の民間健康保険の モデルは、民間の保健サービスチェーン全体に よる本格的な民間競争を必要とする」とも指摘、 している。こうした高い評価を得ている日本の 社会保障としての国民皆保険制度を、利潤追求 を最高目的とするアメリカや日本の大企業が 「活躍」するための制度に変えてしまうのが、 TPPの医療分野における目的である。

3 薬価制度への影響

 高い薬を日本に買わせるのは長年の念願 協定文(訳文は、上記ホームページ掲載の「環 太平洋パートナーシップ協定の概要」(暫定版)(仮 訳)の第26章「透明性及び腐敗行為の防止」に、 この問題の具体的対応が示されている。「本章 の附属書において、TPP締約国は、医薬品又 は医療機器の一覧への掲載及び償還に関する透 明性及び手続の公正な実施を促進することに合 意する」となっている。

念のために言うが、この「透明性」は、日本 の議会や国民にとっての透明性ではなく、利害 関係者である主にアメリカと日本の製薬企業に とっての「透明性」である。アメリカは 2011 年9月に公表した「医薬品へのアクセス拡大の ためのTPP貿易目標」の中で、①アメリカ企 業が開発した革新的医薬品を迅速にTPP加入 国で売り出せるようにする(これは安全性で問 題が起こる。日本の厚労省が自主的に認可できな くなり、アメリカ側の要求を認めなければならな い)、②医薬品に関する関税を撤廃する(日本 国内の後発メーカーに大打撃を与える。日本の製 薬企業の大半は後発メーカー)、③各国内での流 通障壁を低減させる(アメリカ製薬企業からの日 本の薬品流通市場への介入)、④不要な規制障壁 の最小化(公的保険のもとで薬価を決めるルール にアメリカ製薬企業が口を出す)といった要求を 強く出していた。

このアメリカ側の要求を準備したのが、2011 年2月28日~3月4日に東京で開催された第 1回日米経済調和対話であり、発表された文書 では、医薬品・医療機器がまとまった項目を成 し、「透明性」について、多くのことが書き込 まれた。たとえば、外国の企業が開発した薬に ついて、「外国平均価格調整(FPA)ルール: 日本における価格が外国平均価格より高いか低 いかにかかわらず、製品が平等に扱われるよ う」にせよという。これは、アメリカの高価な 薬品を日本の健康保険制度に採り入れる場合に、 薬価が低くなることを抑制することが狙いであ る。「ドラッグ・ラグ:日本における革新的新 薬の早期導入を促進し、ドラッグ・ラグを縮小 するよう」にする、という要望も盛り込まれた。 これは、薬の効果や安全性に関する審査を甘く して、早く日本国民に飲ませろということであ り、安倍政権下で実施されたものである。

2) 薬価決定過程に製薬企業が直接参加 ある薬を健康保健制度に載せるか、薬価をい くらにするかなどを決める審議会にたいして、 「利害関係者に対する審議会の開放性、この要 件を厳格化して、審議会の透明性と包括性を向 上させる」と言っているのであり、要するに、 日本で薬価を決めている中央社会保険医療協議 会にアメリカ企業代表も入れろということであ る。

こういう要求を従来からアメリカは出してい て、これが今回、TPP協定第26章「透明性 及び腐敗行為の防止」の「附属書二十六A 医 薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公 正な実施」に盛り込まれたのである。

内容を日本の制度に引きつけて解説を加える。 中央社会保険医療協議会が、「国の保健医療制 度の下で、償還を目的として新たな医薬品」を 「一覧に掲載する」し、「償還の額を設定するた めの手続きについて」「検討を一定の期間内に 完了」し、製薬企業にとっての「手続き規則、 方法、原則及び指針を開示すること」と定めら れている。「一覧に掲載する」とは、公的保険, で使えるようにする、つまり保険適用とするこ とである。「償還の額を設定する」とは、薬の 保険制度上の公定価格を決めるということであ る。「決定に直接影響を受ける申請者」(=新薬 を開発した製薬企業)が不服審査を開始するこ ともできるという規定が盛り込まれた。これは、 ISDS条項に関係するが、アメリカの製薬 大企業が利害関係者という資格で、日本の国民 皆保険の重要な構成要素である薬価制度に対し、 「透明性と手続きの公正さ」に欠くという異議 を申し立て、中央社会保険医療協議会における 医薬品の保険適用の可否とか、公定価格の決定 プロセスに、強力な影響力を行使することが危 惧される。

 3) 特許期間・データ保護期間延長――先発 薬の支配力強化

TPP協定第18章「知的財産」では、「特許 の対象となっている医薬品については、販売承 認の手続の結果として生じた有効な特許期間の 不合理な短縮について特許権者に補償するため、 特許期間の調整を利用可能なものとする」と規 定した。特許期間に「不合理な短縮」があった 場合は、特許権者(新薬開発企業)に補償を行 うための特許期間延長制度導入である。

日本の場合、医薬品の特許出願は基礎研究の 段階で行われ、厚労省が承認して販売が認めら れるようになる。日本の特許法は特許期間を 20年と設定しているが、医薬品に関しては、 特許出願から販売までの期間が平均10年ぐら いあるため、新薬の市販後の特許期間は実質 10年ということになる。

今後、アメリカの製薬企業から、この10年 間の販売承認までの期間が、「不合理な短縮」 として問題にされた場合に、特許期間が10年 間延長になる可能性がある。なお、日本政府は 特許法改正案で、5年を念頭に置いた特許期間 延長制度を提案している。TPPの協定文自体 には期間延長の年数は書かれていない。5年以 上の延長が認められる可能性もある。

関連する問題に、同じ成分でも「用法・用 量」を変更(エバーグリーニング)すれば、特 許期間の延長が認められるという主張をアメリ カの製薬企業が行い、最高裁の判決が確定した (15年11月17日判決)。これも、TPPの特許 制度の変更と合わせて機能するであろう。

さらに、新薬のデータを保護する新たな制度 が、TPP協定で導入される。TPP協定では バイオ医薬、遺伝子組み換えによる新薬(これ らは高額な薬になる)について、特許期間が切

https://rodosoken.com/

れた後も、「データ保護」という「保護」を受 けることができるとしている。データ保護期間 は、「8年に限定することができる」と協定の 注で書かれている。しかし、アメリカの健康保 健制度(いわゆるオバマケア)では12年である。 日本政府は、実質上のデータ保護期間が8年だ から、国内制度への影響はないと主張している が、確定的ではない。TPP発効後10年たて ば、データ保護期間を再協議するとも書かれて いるし、TPP委員会の決定によって10年を 待たずに再協議することも規定している。

特許期間・データ保護期間延長という問題は、 主に大企業が開発した新薬を、安価に製造・販 売するジェネリック薬として普及できる時期が、 制限されるということである。ジェネリック薬・ の供給が遅れ、医薬品価格が高止まりするとい うことである。安価な医薬品を手に入れること が制限されれば、何百万の人びと(とりわけ貧 困国住民や各国の貧困層、あるいは特に貧困層に 属さなくても、高額の医薬品価格をまかなえない 人びと)に、生命の危険をはじめとする甚大な 影響を及ぼすことになる。

既存薬の形や使い方を変えた医薬品を、効果 がアップしていなくても「新薬」として特許申 請する「エバーグリーニング」のルールが認め られれば、後発薬が市場に参入するまでに、今 まで以上に長い年月が必要になる。日本国内だ けでなく、多くの途上国では、患者の命をつな ぐ安価な医薬品が手に入りにくくなるため、エ バーグリーニングに対して、多くの国が反対し ている。

4 ISDS(「投資家対国家の紛争 解決」)と混合診療・民間保険

1) 自由診療のみでは経営しにくい

小泉政権下の2001年7月に、総合規制改革 会議が「重点6分野に関する中間とりまとめ」 で株式会社など営利企業の医療参入を提案した。 2002年12月、構造改革特別区域法が成立、 2003年4月から施行され、特区において高度 医療(再生医療、遺伝子治療、高度な技術を用い る美容外科医療等)の提供を目的とする病院な どの開設が可能となった。2006年に、医療法 施行後初の構造改革特区における株式会社立診 療所が開設。その後の開設はなく1件にとど まっている。これが、神奈川県横浜市の株式会 社バイオマスターの高度美容外科医療を提供す るクリニックである。しかし、2011年6月1 日から休院している。

医療への株式会社参入は財界の強い要望であ り、参入推進策を規制改革会議、国家戦略特区 審議会などの審議会を舞台に、次々と提示して きた。しかし、財界や安倍政権の思惑通りに、 医療の営利化が進む保証はない。自由(=全額 自費)診療だけで医療機関を経営することは、 顧客を確保するという点で、かなり狭い可能性 しか持っていない。

2) 混合診療という道

周知のように、混合診療(保険外併用療養費 制度)とは、公的保険が適用される診療部分と 自費部分を共存させた制度である。国民皆保険 のもとで、必要な医療は公的保険で、という建 て前を厚労省は崩していない。日本で例外的に 認められている、自費と公的保険の両方を含む 診療=混合診療は、従来からの先進医療に加え て、今年の4月から、患者からの申し出があれ ば可能になった(患者申出療養)。

患者の申出を起点として、先進医療を自費で 受けられるようにする、というのが売りの制度 である。これは、混合診療の件数を飛躍的に増 大させる可能性がある。なぜなら、従来の先進 医療を利用するための混合診療と比べて、利用 に当たってのハードルが低いからである。また、 政府による長年にわたる自己負担増大政策も背 景となって、「少々の自己負担はあっても受け たい医療を受けるために、自分から手をあげて も構わない」という気分は少なからず存在する。 また、医療機関側からの誘導的対応も考えられ る。

これらの混合診療は、自由診療だけを行う医 療機関では扱えない。保険診療と先進医療の両 方を扱うためには、厚生労働省の保険医療機関 の指定が必要条件である。株式会社を含めて、 営利的事業体は、特区(とくに「総理主導」の 国家戦略特区)を活用して混合診療を大いに扱. うという活路を与えられたのであるが、この通 路に入るには保険医療機関の指定という通行証 が必要なのである。

特区制度を活用して開設した外資系の医療機 関が、開設認可は国家的特区政策を背景にして 入手できても、厚労大臣が保険医療機関の指定 をしなければ、不利益を蒙ったとして、国際仲 裁法廷 ISDSに提訴する危険性がある。

3) 民間保険と I S D S

民間医療保険の分野では、がん保険をはじめ とする医療保険・特約が販売されている。契約 件数が最大なのはアメリカのアフラック社であ る。そして、アフラック社は、かんぽ生命の2 万の郵便局窓口で、自社のがん保険を販売して いる。アフラック社に限らず、医療に限らず死 亡保険でも、日本の国民皆保険(皆年金)制度 のもとで、自社の保険商品を売るためには、公 的医療保険の適用範囲が広いのは、また、公的 年金水準が高いのは、邪魔になる。日本政府が、 国民の要求を受けて、健康保険制度や年金制度 の社会保障性を強化して、給付の範囲と水準を 上げると、アメリカの民間保険会社から、利益 確保に対する侵害を行ったとして、日本政府が ISDSの対象になる可能性がある。

同様な構図は、薬をめぐっても成り立つ。国 民の生活を守るために各国政府が自主的に制定 した様々なルール(規制)がある。生命や健康 に直結する薬や食品については、慎重な認可の ルールが必要であることは言うまでもない。と ころが、そこにアメリカの企業が介入して「規 制を取り払え」と、関係政府を訴えるのが IS DSである。これは1965年に定められたが、 裁判を行うのは世界銀行の傘下にある組織で、 世界銀行は歴代総裁がすべてアメリカ出身とい う、アメリカの経済的利益を擁護するので知ら れた組織である。

4) ISDSの「萎縮」効果

磯田宏九大準教授は、「『畏縮効果』(Chilling Effect) こそ I S D S の巨大な力です。私は訳 語で、萎縮の『萎』でなく、あえて威して押さ えつける『畏』を当てたいのですが、外国から 訴えられるかも知れないというだけで、そうい う政策を自主規制させる、強力な力が働くので す」と指摘している(『経済』2016年6月号)。 小論で取り上げた、公的医療保険、公的年金、 医薬品、特許、混合診療のいずれからも、アメ リカ企業による I S D S 提訴の危険性が読み取 れ、それらは、日本の医療・年金制度に対する 「萎縮」「畏縮」効果を持つ。たとえ、提訴が現 実になされなくても、十分に政策的な効果を発 揮するのである。TPPは、瞬時に人体を襲う 劇薬であり、長期に亘って人体を蝕む恐ろしい 薬でもある。

9章投資附属書9-Bでは、医療や薬価にも かかわる「公共の福祉に係る正当な目的(公衆 の衛生、公共の安全及び環境等)を保護するため に立案され、及び適用される締約国による差別 的でない規制措置」も、「極めて限られた場合」 には、間接収用を構成する、つまり訴訟の対象 になりうる、とされている。

磯田氏は、TPP協定9章投資の分析を通じ て、提訴が可能か否かは、定義が不明確なため に、結局は仲裁廷の裁量に委ねられてしまうし、 仲裁廷を構成する人びとには、「ISDSビジ ネス」で儲ける「ISDSムラ」の村民ではな いか、という疑念があることを指摘している。

おわりに

後期高齢者医療制度の窓口負担を、現在の1 割から2割に引き上げる案や、高価な新薬につ いて、保険で給付する価格上限を決めて、患者 が新薬の処方を選択した場合には、保険でカ バーする額と価格の差額を本人負担にする案が、 すでに経済財政諮問会議や財政制度等審議会の 検討項目として挙がっている。都道府県が、そ れぞれに医療費削減計画をたてて、相互に削減 合戦に入りこむ「地域医療構想(ビジョン)の 策定」も、今後、次々に進行していく。安倍政 権は、参議院選挙の結果をうけて、これらの給 付削減・負担増の「医療改革」を強引に実行し ようとしている。

TPPの具体化は、既定の医療改悪路線を増 幅する。安倍政権がねらう公的給付の縮小とT PPへの参加は、「治療の格差」「命の格差」を 拡大する。まさに、全ての国民に、必要な医療 を公的保険で給付するという「国民皆保険」の 原則を守ることが、切実な課題である。

冒頭でも述べたように、TPPは戦争法とも 関連した戦略であり、私たちは、軍事的にも、 政治的にも、経済的にもアメリカの従属的同盟 者にならない地点に立ちきることが求められて いる。

アメリカと日本の財界の主権ではなく主権在 民を、独立、中立、平和、国民本位の日本経済 と社会保障を求めよう。まさに、多くの人びと とともに、「生活に税を使え」と叫ぶことが、 TPPを阻止する確かな道ではないか。 (ひの しゅういつ・労働総研常任理事、東北大学 名誉教授)

参考文献

TPPと医療に関する文献は相当の量にのぼ る。ここでは、大筋合意と協定(概要)の発表 を踏まえ、それぞれの分野の専門家が、詳細に 協定を分析した「座談会 TPP協定文徹底検 討」(『経済』2016年6月)をまず参照すべき文 献としてあげておく。医療の担当は寺尾正之氏 である。あわせてTPPテキスト分析チーム (医療担当は寺尾氏)の「TPP協定の全体像 と問題点 — 市民団体による分析報告 — Ver.4」2016年4月3日(http://www.parc-jp. org/)が有益である。

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

日本農業を破壊するTPP

鈴木宣弘

TPP合意の政府説明・対応への疑問

我が国では、TPP協定の詳細も国民に示さ ず、影響試算が出される前に、「国内対策」だ けが先に示され、しかも、関連団体から要望を 聞いたとしながら、対策も半年以上前に決まっ ていた。政府が考えている以上のセーフティ ネット政策の必要性を要請項目に挙げた団体に は、政権党の幹部が激怒し、役所を通じて、政 府が考えている以上のことを要請するなと事前 に要請事項の削除を迫った。

そして、2015 年末にやっと出された政府の 影響試算は、「影響→対策」の順で検討すべき を「対策→影響なし」と本末転倒にし、いわば 「影響がないように対策をとるから影響がない」 と主張しているだけである。「再生産が可能に」 との文言を国会決議に紛れ込ませ、「国内対策 をセットで出して再生産可能にしたから国会決 議は守られたと主張する」稚拙なシナリオであ る。

協定の日本語版も一部出されたが、それを見 ただけでは解釈は困難だから、国会審議で条文 の背景説明を求めると、「交渉過程は4年間秘 密なので説明できない」と回答し(実際には、 タイトル以外が全面黒塗りの資料を出すという国 民を愚弄した異常な神経ぶりを晒した)、まとも な説明はなされないまま、党議拘束をかけて批 准するのが「民主主義国家」のシナリオだろう。

「TPPはバラ色で影響は軽微」?

内閣府の再試算では、前回、TPPによる全 面的関税撤廃の下で3.2兆円の増加と試算され た日本のGDP(国内総生産)は13.6兆円の増 加と4倍以上に跳ね上がり、農林水産業の損失 は3兆円から1300~2100億円程度と20分の 1に圧縮された。これほど意図が明瞭な試算の 修正は過去に例がないだろう。「TPPはバラ 色で、農林水産業への影響は軽徴だから、多少 の国内対策で十分に国会決議は守られたと説明 し易くするために数字を操作した」と自ら認め ているようなものである。これほどわかりやす い数字操作をせざるを得なかった試算の当事者 にはむしろ同情する。

前回の3.2兆円も、すでに、価格が1割下が れば生産性は1割向上するとする「生産性向上 効果」やGDPの増加率と同率で貯蓄・投資が 増えるとする「資本蓄積効果」を組み込むこと で、水増ししていたのだが、今回は、それらが さらに加速度的に増幅されると仮定したと考え られる。象徴的に言えば、「価格が1割下がれ ば生産性は1割向上する」どころか、「価格が 1割下がればコストは9割下がる」と仮定した ようなものである。どの程度コストが下がるか は恣意的に仮定できるので、こういう要素を加 えれば加えるほど効果額をいくらでも操作可能 である。この分野を専門にしている私が言うの だから間違いない。数字操作の「万能薬」= 「生産性向上効果」を入れてはいけない。

農林水産業については、コメ、乳製品、牛肉、 豚肉など重要5分野に含まれる586の細目のう ち174品目の関税を撤廃し、残りは関税削減や 無税枠の設定をし、重要品目以外は、ほぼ全面 的関税撤廃したにもかかわらず、生産減少額が 20分の1に減るとは、意図的に数字を小さく したとしか解釈のしようがなく、全国農家の反 発の火に油を注ぐことになった。

「踏みとどまった感」 を演出した 「演技」

牛肉関税の 9% に象徴されるように、今回の、 主な合意内容は、すでに、2014 年 4 月のオバ マ大統領の訪日時に、一部メディアが「秘密合 意」として報道し、一度は合意されたとみられ る内容とほぼ同じだ。つまり、安倍総理とオバ マ大統領は寿司屋で「にぎっていた」のである。 そのわずか 2 週間前に日豪の合意で、冷凍牛肉 関税を 38.5% → 19.5% と下げて、国会決議違 反との批判に対して、19.5% を T P P の日米 交渉のレッドラインとして踏ん張るからと国民 に言い訳しておきながら、舌の根も乾かぬうち に 9% にしてしまっていたのであるから恐れ入 る。

その後は、双方が熾烈な交渉を展開し、必死 に頑張っている演技をして、いよいよ出すべき タイミングを計っていただけの「猿芝居」だっ たのだ。「これだけ厳しい交渉を続けて、ここ で踏みとどまったのだから許してくれ」と言い 訳するための「猿芝居」を知らずに将来不安で 悩み、廃業も増えた現場の農家の苦しみは、彼 らにとってはどうでもいいこと、いかに米国や 官邸の指令に従って、国民を騙し、事を成し遂 げることで自身の地位を守るのがすべてなのか と疑いたくなる。

「TPPはビジネス・チャンス」?

日本が、ここまでしてTPPがバラ色だと装 いたかったのはなぜか。アベノミクスの成果が 各地の一般国民の生活には実感されない(そも そもアベノミクスは一部の投資家と企業の経営陣 のために円安誘導と株価の強引な引き上げを行う ものだから、地域経済全般にはマイナスなのは当 然である)のを覆い隠すため、TPP合意発表 で明るい未来があると見せかけようとした側面 もある。しかし、TPPがチャンスだというの はグローバル企業の経営陣にとっての話で、T PPで国民の仕事を増やし賃金を引き上げるこ とは困難である。冷静に考えれば、ベトナムの 賃金が日本の20~30分の1という下での投資 や人の移動の自由化は、日本人の雇用を減らし、 賃金を引き下げる。

そもそも内閣府などのモデルで失業が問題に ならないのは、農家が失業しても、即座に自動 車産業の技術者として再就職できるというよう な生産要素の「完全流動性」「完全雇用」を仮 定しているからであり、米国のタフツ大学でも、 この非現実的な仮定を排除した試算では、TP Pによって、日本のGDPは、TPPがなかっ た場合よりも、今後10年間で、0.12%低下し、 雇用は7万4000人減少すると推定されている。

「健康と環境は訴えられない」?

特許の保護期間の長期化を米国製薬会社が執 拗に求めて難航したことに、「人の命よりも巨 大企業の経営陣の利益を増やすためのルールを 押し付ける」 T P P の本質が露呈している。グ ローバル企業による健康・環境被害を規制しよ うとしても損害賠償させられるという I S D S 条項で「濫訴防止」が担保されたというのも疑 問だ。タバコ規制は対象外に(カーブアウト) できるが、その他は異議申し立てしても、国際 法廷が棄却すればそれまでである。健康や環境 よりも企業利益が優先されるのが T P P だ。

要するに、「米国企業に対する海外市場での 一切の差別と不利を認めない」ことがTPPの 大原則である。遺伝子組み換え(GM)表示も その他の食品表示、安全基準も、「地産地消」 運動なども、TPPの条文に緩和が規定されな くても ISDSの提訴で崩される危険。 韓米F TAでは、ソウル市の学校給食条例の廃止に象 徴されるように、米国産を不当に差別する可能 性を指摘され、数多くの国や地方自治体レベル の法律・条令を「自主的に」廃止・修正した。 地域の産業を振興するための政策が不当な差別 ということになれば、地方自治行政そのものが 否定されかねない重大な事態である。実は、米 国自身は食肉表示義務制度で原産地表示を義務 付けているが、カナダとメキシコとから不当差 別としてWTO(世界貿易機関)に訴えられ、 米国が敗訴する皮肉な事態になっている。つま り、そもそもTPPのみならず食料の原産地表 示の困難性が増してきている事態は深刻である。

公共事業の入札に、地元に精通した業者の点 数が高くなるようなシステムも許されない。そ もそも、日本は地方自治体レベルの公共事業を、 TPP参加国の中で最も開放した国と評価され ており、英文で国際入札にかけないといけない 公共事業の範囲が広がる。かたや米国は、TP Pが連邦法にしか影響しないので、州レベルの 公共事業は国際入札の対象外だし、州法による 「バイアメリカン」(公共事業に米国産義務付け) も影響を受けない。

「消費者は利益」?

TPPによって食料品価格が低下して消費者 がメリットを得ると強調されているが、輸入価 格低下の多くが流通部門で吸収されて小売価格 はあまり下がらない実態がある。さらには、日 本の税収約60兆円のうち2%程度を占める関 税収入の多くを失うことは、その分だけ消費税 を上げるなどして税負担を増やす必要があるこ とになり、相殺されてしまう。

さらには、米国などの牛肉・豚肉・乳製品に は、日本では認可されていない成長ホルモンな どが使用されており、安い輸入品に押されて国 内生産の縮小が加速すれば、輸入品の安全性に 心配が高まっても、そのときに国内で生産して くれる農家がいなくなってしまっていたら、選 ぶことさえできなくなる。

輸入農産物は、成長ホルモン、成長促進剤、 遺伝子組み換え(GM)、除草剤の残留、収穫 後農薬などのリスクがあり、まさに、食に安さ を追求することは命を削ることになりかねない。 このような健康リスクを金額換算して上乗せす れば、実は、「表面的には安く見える海外産の ほうが、総合的には、国産食品より高い」こと を認識すべきである。

「食の安全基準は守られる」?

食品の安全性については、国際的な安全基準 (SPS)の順守を規定しているだけだから、 日本の安全基準が影響を受けることはないとい う政府見解も間違いである。米国は日本が科学 的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置 を採用しているのを国際基準(SPS)に合わ せさせると言っている。 例えば、BSE(牛海綿状脳症)に伴う牛肉 の輸入基準は米国にTPP交渉参加を承認して もらう「入場料」として、すでに20か月齢か ら30か月齢まで緩めたが、国際基準ではBS E清浄国に対しては月齢制限自体ができないの で、米国からの要求を見越して、食品安全委員 会は月齢制限撤廃の準備を完了している。国民 への説明と完全に矛盾する。

また、「GMでない」という表示が消費者を 「誤認」させるとして、「GMが安全でない」と いう科学的根拠が示せないならやめろと求めら れ、最終的には、ISDS条項で損害賠償させ るぞと脅されて、その前に「自主的に」撤廃に 追い込まれることも想定しなくてはならない。

米国の要求に応え続ける「アリ地獄」

農産物関税のみならず、政権公約や国会決議 で、TPP交渉において守るべき国益とされた 食の安全、医療、自動車などの非関税措置につ いても、軽自動車の税金1.5倍、自由診療の拡 大、薬価の公定制の見直し、かんぼ生命のがん 保険非参入、全国2万戸の郵便局窓口でA社 の保険販売、BSE(牛海綿状脳症)、ポスト ハーベスト農薬(防かび剤)など食品の安全基 準の緩和、ISDSへの賛成など、日本のTP P参加を認めてもらうための米国に対する「入 場料」交渉や参加後の日米平行協議の場で「自 主的に」対応し、米国の要求が満たされ、国民 に守ると約束した国益の決議は早くから全面的 に破綻していた。

しかも、「TPPとも米国とも関係なく自主 的にやったこと」と説明しておきながら、結局、 TPP合意の付属文書に、例えば、「両国政府 は、①日本郵政の販売網へのアクセス、②かん ぽ生命に対する規制上の監督及び取扱い、③か んぽ生命の透明性等に関してとる措置等につき 認識の一致をみた。」などの形で前言が誤謬 だったこと、実は国会決議違反だったことを平 然と認めている。

さらには、米国投資家の追加要求に日本の規 制改革会議を通じて対処することも約束されて おり、TPPの条文でなく、際限なく続く日米 2国間協議で、日米巨大企業の経営陣の利益の ために国民生活が犠牲になる「アリ地獄」には まったかの懸念を抱く。それにしても、法的位 置づけもない諮問機関に利害の一致する仲間 (彼らは米国産業界とも密接な関係にある)だけを 集めて国の方向性を勝手に決めてしまう流れは、 不公正かつ危険と言わざるを得ない。

批准が困難になっている米国に日本 が画策〜どこまでも差し出す国益

米国への譲歩は水面下ですでに進んでいる。 大統領選挙モードで、米国は手続き的にもTP Pを議論できる状態ではないが、それ以上に米 国では、いま誰もTPPに賛成していない。T PPを推進してきた製薬会社などから2年で5 億円も献金を受けている共和党の中心人物ハッ チ議員は「新薬のデータ保護期間を20年とか 12年まで延長しろと言ったのに8年とか5年 にしかなっていない。これでは著しく不十分で 批准できない」と憤慨している。一方、失業増 大の懸念などからTPPに反対してきた米国の 与党民主党は、想定以上にひどいと怒っている。 賛成派も反対派もこれはダメだと言い、主要な 大統領候補も全員反対を表明している。大統領 になってから公約を反故にしないかぎりは、今 の状態ではTPPは米国で成立する見込みはな 620

そこで日本が動いている。駐米公使が「いま

条文の再交渉はできないが、日本が水面下で米 国の要求をまだまだ呑んで、米国の議会でTP P賛成派が増えるようにすることは可能だ」と 漏らした。例えば、米国の豚肉業界は、「日本 が関税を大幅削減してくれて輸出が増やせてあ りがたいと思っていたら、国内対策で差額補填 率を引き上げるという。それで米国からの輸入 が十分増えなかったら問題だ。その国内対策を やめろ」と要求してきている。

この関連でもう1つ重大な事実がある。一昨 年の秋に米国議会で、オバマ大統領に一括交渉 権限を与える法案がぎりぎり一票差で通った。 あのとき、日本政府はロビイストを通じて、民 主党のTPP反対議員に多額のお金を配って (Bloomberg 2015.5.24)、「日本は牛肉、豚肉を はじめ農産物でこんなに譲ったのだから、賛成 しないと米国が損をしますよ」と説得したとい う。かたや、日本国内では、農家に「何も影響 はないから大丈夫」と言っている。これが「二 枚舌」の「売国」の実態である。

より現実的な影響試算~必要な追加 予算は10年で8兆円

政府の影響試算の根本的問題は、農産物価格 が10円下落しても差額補填によって10円が相 殺されるか、生産費が10円低下するから所得・ 生産量は不変という点である。例えば、酪農で は加工原料乳価が最大7円/kg下がるが、所 得も生産量も変わらないという。生クリーム向 け生乳への補給金だけで7円の下落が相殺され るわけはない。畜産クラスター事業の強化で生 産費が7円下がる保証もない。可能だと言うな ら根拠を示すべきだ。

まず、追加的対策がない場合に、かつ、生産 性向上を前提としない(生産コストは現状のま ま)の場合に、どれだけの影響が推定されるか を示し、だから、どれだけの対策が必要かの順 で検討すべきである。

また、影響の推定には、ブランド品は価格低 下が半分といったような適当な仮定でなく、過 去のデータに基づいて、輸入価格と国内価格 (例:輸入牛肉1円下落でA5牛肉は0.87円下落)、 在庫水準と価格(例:コメ在庫1万トン増で米価 41円/60kg下落、バター1割増で2.6%下落、脱 粉は2%下落)、価格と供給量(例:米価1%下落 でコメ供給は1.162%減少)などの関連性の程度 を計測し、その係数を適用することで、一定の 合理性を確保して価格下落による生産量・生産 額への影響を推定することができる。

我々が価格下落による生産量の減少率を過去 のデータから推定して生産減少額を推定し直す と、政府試算の約7倍の1.3兆円となった。こ れから価格下落を相殺するのに必要な差額補填 額を計算すると年約6600億円と見込まれる。 、牛肉関税などの喪失分も考慮すると約8000億 円の追加予算が毎年必要になる。10年続けれ ば8兆円である。つまり、再生産が可能なよう に国内対策をしたと主張するには10年で8兆 円規模の追加予算が必要であり、そんな予算措 置は示されていないし、今後も無理であろうか ら、国会決議は守られたという主張は破綻して いる。7年後にもう一段の譲歩が半ば義務付け られているのだから事態はさらに深刻である。 さらに、今回の合意は関税撤廃への過程であり、 最終目標は全面的関税撤廃だと協定に書かれて いる。まさに、TPPが「生きている協定」と 言われる所以である。

「国家安全保障の要(かなめ)は食 料」という認識の欠如

我が国では、国家安全保障の要(かなめ)と しての食料の位置づけが甘い。米国などでは食 料は武器という認識だ。軍事・エネルギーと並 ぶ国家存立の三本柱であり、ブッシュ前大統領 は戦争を続けて困ったものだったが、食料・農 業関係者には必ずお礼を言っていた。「食料自 給はナショナル・セキュリティの問題だ。皆さ んのおかげでそれが常に保たれている米国はな んとありがたいことか。それにひきかえ、食料 自給できない国を想像できるか。それは国際的 圧力と危険にさらされている国だ」と。

さらには、農業が盛んなウィスコンシン大学, では、農家の子弟が多い講義で教授は、「食料 は武器であって、日本が標的だ。直接食べる食 料だけじゃなくて、日本の畜産のエサ穀物を米 国が全部供給すれば日本を完全にコントロール できる。これがうまくいけば、これを世界に広 げていくのが米国の食料戦略なのだから、みな さんはそのために頑張るのですよ」という趣旨 の発言をしていたという。戦後、一貫して、こ の米国の国家戦略によって我々の食は米国にじ わじわと握られていき、いまTPPで、その最 終仕上げの局面を迎えている。

競争力でなく食料戦略が米国の輸出 力を支える

米国は、コメの生産コストがタイやベトナム より大幅に高いが、4000円/60kg程度の低価 格で輸出し、農家には生産コストに見合う目標 価格との差額を、多い年は、1兆円もの補助金 (穀物3品目だけで)を使って差額補填し、増産 と輸出振興を推進し、世界をコントロールしよ うとしている。かたや、日本の輸出補助金はゼ ロであるから、輸出競争でも勝負にならない。 しかも、TPPでも米国の1兆円規模の輸出補 助金は使い放題で、関税を撤廃・削減した日本 市場に、米国は補助金をいくらでも使って攻め てこられるという構造になっている。自由貿易 とは、米国が自由にもうけられる貿易という意 味なのである。

我々は原発でも思い知らされた。目先のコス トの安さに目を奪われて、いざという時の準備 をしていなかったら、取り返しのつかないコス トになる。食料がまさにそうである。普段のコ ストが少々高くても、オーストラリアや米国か ら輸入したほうが安いからといって国内生産を やめてしまったら、2008年の食料危機のとき のように、お金があれば買えるのではなくて、 輸出規制で、お金を出しても売ってくれなく なったら、ハイチやフィリピンでコメが食べら れなくなって暴動が起きて死者が出たように、 日本国民も飢えてしまう。

TPPで過保護な日本農業を競争に さらして強くし、輸出産業に?

日本農業が過保護だから自給率が下がった、 耕作放棄が増えた、高齢化が進んだ、というの は間違いである。過保護なら、もっと所得が増 えて生産が増えているはずだ。逆に、米国は競 争力があるから輸出国になっているのではない。 コストは高くても、自給は当たり前、いかに増 産して世界をコントロールするか、という徹底 した食料戦略で輸出国になっている。つまり、 一般に言われている「日本=過保護で衰退、欧 米=競争で発展」というのは、むしろ逆である。

だから、日本の農業が過保護だからTPPな どのショック療法で競争にさらせば強くなって 輸出産業になるというのは、前提条件が間違っ ているから、そんなことをしたら、最後の砦ま で失って、息の根を止められてしまいかねない。 実は、日本の農業が世界で最も保護されていな い。輸出補助金も米国の1兆円対日本のゼロだ。 関税も米国よりは高いが、聖域といわれる高い 関税が1割残っているということは、逆に言う と、9割の農産物は、野菜の関税の3%ぐらい、 花の関税0%に象徴されるように、非常に低い 関税で競争している。それが9割を占めている のだから、平均関税は11.7%でEUの半分で ある。だから、「農業鎖国は許されない」とい うコメントは間違いである。自給率 39 %で、 我々の体の原材料の61%を海外に依存してい るのだから、こんな先進国はない。FTAで出 てくる原産国規則でいうと、我々の体はもう国 産ではない。こんな体に誰がしたのかというぐ らいに開放されている。

総理は2015年4月の米国議会演説で「以前 GATT農業交渉で農家と一緒に自分も自由化 反対運動をしたのが間違いで、農業は衰退し た」と述べたが、これは事実に反すると思われ る。自由化反対が間違いだったのではなく、頑 張りきれずに米国の圧力に屈して自由化を進め てしまったことこそが衰退の大きな要因だ。米 国による日本の食料支配のために、早くに関税 撤廃したトウモロコシ、大豆の自給率が0%、 7%なのを直視すべきだ。同じく早くの全面的 な木材自由化で自給率が2割を切った山村の苦 悩を忘れてはならない。

農業所得に占める補助金の割合も、日本では 平均15.6%だが、EUでは農業所得の95%前 後が補助金だ。そんなのは産業かと言われるか もしれないが、国民の命、環境、国境を守って いる産業を国民が支えるのは、欧米では当たり 前なのである。その当たり前が当たり前になっ ていないのが日本である。

それから、米国も、カナダも、EUも、コメ などの穀物、乳製品の生産が増えて支持価格を 下回ると、支持価格で無制限に買い入れて、国 内外の援助物資にしたり、補助金をつけて輸出 したりして、最終的な販路を政府が確保して、 価格を支える仕組みがある。しかし、日本はこ れをやめてしまった。

こういう事実を無視して、日本の農業が過保 護であるから競争にさらせばよいという議論を してしまうと、すでに他の国と比べると相対的 に相当に保護されていない水準になっている農 業を最後の砦まで外されてしまい、強くなるの ではなくて、息の根を止められてしまいかねな いということを我々は考えなければいけない。

「地方創生」「農業所得倍増」の誤謬

こうした中で、現政権は地方創生とか、10 ,年で農業所得を倍増する、と言う。その根拠は こうだ。いまの農家が全部潰れてもよい。わず かな条件のよい農地だけ大手の流通企業などが 参入して農業をやって、その所得が倍になった ら、それが所得倍増の達成であると。

そこには、伝統も、文化も、コミュニティも なくなってしまっている。それが日本の地域の 繁栄なのだろうか。現に、企業が手を出さない ような非効率な中山間地は、そもそも税金を投 入して無理に人に住んでもらう必要がないから、 原野に戻したほうがいい、早く引っ越したほう がよい、と繰り返し発言しているT氏もいる。 「地域創生」とは非効率な地域を原野に戻すこ となのであろう。そこには、国民に必要な食料 を安定的に確保するという安全保障の観点はな い。しかも、地域コミュニティが崩壊し、買い 手もいなくなってしまったら、残った人々も結 局は長期的には持続できないことにも気づかな い。

政権とつながる、ごく少数の人達に利益が集 中できるような仕組みさえつくれば、あとのこ とは知らない、むしろ、頑張って地域を支えて きた人々からビジネスを奪い、「今だけ、金だ け、自分だけ」で、地域の人々を苦しめている。 これぞ、アベノミクス、TPP、農政改革であ る。しかし、この「3だけ主義」の暴走は目に 余る。

政府の会議などを利用した自社企業への利益 誘導が、情けないくらい、わかりやすく行われ ている。例えば、農業委員会組織を骨抜きにし て、農業に自由に参入して、儲からなければ農・ 地を自由に転売して儲けるようにしたい自社 ファームを展開しているN氏が政府の会議の リード役の立場を利用して露骨な自社の利益追 求をしているのも、人材派遣大手企業の「有能 な」T会長が「雇用の短期化・解雇自由」の雇 用改革(安い外国人雇用の拡大を見込んで高賃金 の日本人を解雇し易く、いやなら短期雇用で働か せるTPP対応でもある)を進めているのと同様、 わかりやすすぎる。

米国の指令を受けつつ、「対等な競争条件」 の名目で郵政民営化を推進した国内の経済界の 「有能な」トップの一人M氏は、当時、かんぽ の宿を格安で買い取って儲けようとしていたこ とがばれた。これが「規制緩和」の正体である。 しかも、G県Y市の農業特区ではM氏のO社の 子会社が農地集積に乗り出し、そのO社の社外 取締役にT氏とN氏が就任しているのだから、 あまりにもわかりやすすぎる。

生産者の取り分は「不当に」低い

食料関連産業の規模は1980年の48兆円から 2005年の74兆円に拡大しているが、農家の取 り分は12兆円から9兆円に減少し、シェアは 26%から13%に落ち込んでいる。その分、加 工・流通・小売、特に小売段階の取り分が増加 していることが農林水産省の試算で示されてい る。このことから、特に最近の小売段階の取引 交渉力が相対的に強すぎることが、いわゆる 「買いたたき」現象を招き、農家の取り分が圧 縮されている可能性が示唆される。

また、農業の様々な品目における1時間当た りの農業所得は、稲作農家平均で500円前後し かないことに象徴されるように、他産業におけ る1時間当たり給与水準に比較して総じて低位 で、しかも、その格差は近年も拡大しつつある。 つまり、労働への対価を十分確保するだけの価 格形成ができていない。

我が国では、2007 ~ 2008 年の飼料・肥料・ 燃料等の高騰によるコストの急上昇にもかかわ らず、乳価が上がらず、酪農経営が苦況に陥っ た。諸外国では、飼料危機当時にも、乳価上昇 による調整が非常に迅速に機能した。我が国で は、大型小売店同士の食料品の安売り競争は激 しいが、そのため、小売価格の引き上げが難し く、そのしわ寄せがメーカーや生産者に来てし まう構図がある。

対照的なカナダ・スイス

2014年9月現在では、バンクーバー近郊の スーパー店頭の全乳1リットル紙パック乳価は 3ドル(約300円)で、日本より大幅に高い。 カナダでは、制度的支えの下での「州唯一の独 占集乳・販売ボード(MMB)、寡占的メーカー、 寡占的スーパー」という市場構造に基づくパ ワーバランスによって、生・処・販のそれぞれ の段階が十分な利益を得た上で、最終的には消 費者に高い価格を負担してもらい、消費者も安 全・安心な国産牛乳・乳製品(米国の成長ホル モン入り牛乳は不安)の確保のために、それに 不満を持っていないのである。つまり、「売り 手よし、買い手よし、世間よし」の「3方よし」 の価格形成が実現されているのである。ただし、 そのためには、TPPで断固たる対応が必要に なり、カナダはそれを押し通している。

真に強い農業とは何か。規模拡大してコスト ダウンすれば強い農業になるだろうか。その努 力は重要だが、日本の土地条件の制約の下では、 それだけでは、オーストラリアや米国に一ひね りで負けてしまう。少々高いけれども、徹底的 に物が違うからあなたの物しか食べたくないと いう人がいてくれることが重要だ。そういうホ ンモノを提供する生産者とそれを理解する消費 者との絆、ネットワークこそが強い農業ではな いか。

スイスの卵の話も象徴的である。スイスでは、 生産過程において、ナチュラルとか有機とか動 物愛護とか、生物多様性とか美しい景観とかに も配慮すれば、できた物もホンモノで安全でお いしい。これらはつながっているので、スイス 国民は、これを当たり前として支える。高いの ではなくこれが当たり前なのだという感覚だ。 実例として、筆者も見てきたが、輸入物の5倍 もするような1個80円もする国産の卵のほう が売れていた。小学生ぐらいの女の子が買って いて、聞いた人がいた。その子は「これを買う ことで生産者の皆さんの生活も支えられ、その お陰で私達の生活も成り立つのだから当たり前 でしょう」といとも簡単に答えたという。 このスイスの卵の例のように、これだけ高く 買われていても、スイスでは生産費用も高いの で、高くても買おうというときの理由と同様の 根拠(環境、動物福祉、生物多様性、景観等)に 基づいて、スイスの農家の農業所得の95%が 政府からの直接支払いで形成されている。イタ リアの稲作地帯では、水田にオタマジャクシが 棲めるという生物多様性、ダムとしての洪水防 止機能、水を濾過してくれる機能、こういう機 能が米の値段に十分反映できてないなら、みん なでしっかりとお金を集めて払わないといけな いとの感覚が直接支払いの根拠になっている。

根拠をしっかりと積み上げ、予算化し、国民 の理解を得ている。スイスでは、環境支払い (豚の食事場所と寝床を区分し、外にも自由に出て 行けるように飼うと)230万円、生物多様性維持 への特別支払い(草刈りをし、木を切り、雑木林 化を防ぐことでより多くの生物種を維持する作業) 170万円などときめ細かい。個別具体的に、農 業の果たす多面的機能の項目ごとに支払われる 直接支払額が決められているから、消費者も自 分たちの応分の対価の支払いが納得でき、直接 支払いもバラマキとは言われないし、農家も しっかりそれを認識し、誇りをもって生産に臨 める。

「3だけ主義」から「3方よし」へ

政府は「規模拡大でコストダウンし農業を輸 出産業に」との空論をメディアも総動員して展 開しているが、その意味は「既存の農家はつぶ れても、全国のごく一部の優良農地だけでいい から、大手企業が自由に参入して儲けられる農 業をやればよい」ということのように見える。 しかし、それでは、国民の食料は守れない。

食料を守ることは国民一人ひとりの命と環境

と国境を守る国家安全保障の要である。欧米の ように、消費者が自分たちの生存に不可欠で環 境も地域も守る農業の生産物に応分の負担をし て、しっかりとした値段で購入し、さらに足り ない部分は税金からの多面的機能の具体的項目 ごとに直接支払いで対価を支払うというシステ ムを日本に確立する必要があろう。さらに、米 国では農家の「収入-コスト」に最低限必要な 水準を設定し、それを下回ったときには政府に よる補填が発動される。農家が所得の最低限の 目安が持てるような予見可能なシステムを導入 し、農家の投資と増産を促し輸出を振興してい る。我が国も、農家保護という認識でなく、安 全保障費用として国民が応分の負担をする食料 戦略を確立すべきである。

関係者が目先の条件闘争に安易に陥ると、日 本の食と農林水産業の未来を失う。TPP農業 対策の大半は過去の事業の焼き直しに過ぎない ばかりか、法人化・規模拡大要件を厳しくして 一般の農家は応募が困難に設計され、対象を 「企業」に絞り込もうとしているのも露骨であ る。TPPの影響が次第に強まってきて、気が 付いたときには「ゆでガエル」になってしまう。 現場で頑張ってきた地域の人々はどうなってし まうのか。全国の地域の人々ともに、食と農と 暮らしの未来を崩壊させないために主張し続け る人々がいなくてはならない。まず、食料のみ ならず、守るべき国益を規定した政権公約と国 会決議と整合するとの根拠を国民に示せない限 り、批准手続きはあり得ない。

世界的には、行き過ぎた格差と富の集中に対 する大きな揺れ戻しの潮流が顕著になってきて いる。アメリカでは、一部の企業利益の増大と は裏腹に増加する低所得層の不満が爆発し、大 統領選挙の候補者選びで、「格差是正」、「自由 貿易反対」の声が、トランプ氏やサンダース氏 を押し上げる「想定外」のムーブメントが起き、 潮目が変わりつつあるようにも見える。

ヨーロッパでも、最も成功した自由貿易協定 と思われてきた EU が、格差を拡大したとして、 イギリスのみならず、離反の声が大きくなって きている。やはり、キーワードは、「格差是正」、 「自由貿易反対」である。

世界的に、行き過ぎた方向性に対する揺れ戻 しが起きつつある中で、先進国でも最も貧困率 が上昇し、格差社会が進行している日本だけが、 いまだ、極端な方向に突き進もうとしている。

このままでは、我々が伝統的に大切にしてき た助け合い、支え合う安全・安心な地域社会は、 さらに崩壊していく。しかし、「今だけ、金だ け、自分だけ」では持続的な地域の発展も、国 民の命も守ることもできない。地域を守ってき た人々や相互扶助組織は不当な攻撃に屈するわ けにはいかない。我々が発展してこられたのは、 「3だけ主義」と正反対の「3方よし」の取組み をしてきたからである。自己の目先の利益だけ を考えているものは持続できない。持続できる ものは、地域全体の将来とそこに暮らすみんな の発展を考えている。我々には地域の産業と生 活を守る使命がある。自分たちの地域の食と暮 らしを守り、豊かな日本の地域社会を次の世代 に引き継ぐために、今こそ奮闘すべきときであ 3.

(すずき のぶひろ・東京大学教授)

35

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

脅かされる食の安全

真嶋良孝

女子高生の間で「アベ(安倍)過ぎる」とい う言葉が流行っているという。意味は「他人の 話を聞かない。聞かれたことに答えず、ごまか す」。

安倍晋三首相は昨年10月に開かれたJA全 国大会で、2500人の農業関係者を前にTPP (環太平洋連携協定)交渉では「国益にかなう最 善の結果を得ることができた。皆さんとの約束 を守ることができた」と胸を張った。会場から は「国会決議違反だ」「裏切られた」との野次 が飛んだが、反省と謝罪の色はみじんもなかっ た。国会でも、答弁のトーンは同じだった。

WTO(世界貿易機関)設立交渉決着の際に、 当時の細川護熙首相が明け方にテレビ会見し、 深刻な面持ちで「断腸の思い」と繰り返したの に比べても、あまりにも「アベ過ぎる」。

食の安全をめぐっても「アベ過ぎ」は同じで ある。政府が昨年10月5日の「大筋合意」と 同時に公表した「TPP協定の概要」では、詳 細な説明は伏せたまま、「日本の食品の安全が 脅かされることはない」「遺伝子組み換え食品 表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制 度の変更が必要となる規定は設けられていな い」と強調した。そして、食の安全をめぐる国 民の不安を「デマ」(菅官房長官)と言い、鶴岡 前首席交渉官は「実体のないお化けだ」と決め つけた。しかし、これは、スネにある傷を隠す 類の言い方であり、とうてい鵜呑みにできるも のではない。

食の安全でも国会決議違反は明白

TPP協定において、食の安全は独立した章 で扱われているわけではなく、「衛生植物検疫 措置(SPS)」(第7章)、「貿易の技術的障害 (TBT)」(第8章)、「市場アクセス」(第2章) などにまたがる。また、BSEや食品添加物な どにかかわる規制の緩和は、日米2国間の書簡 (サイドレター)で規定されている。以下では、 食の安全にかかわるいくつかのテーマごとに分 析する。

まず紹介しておきたいのは、国会決議が「残 留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品 の表示義務、遺伝子組換え種子の規制…… BSE に係る牛肉の輸入措置等において、食の 安全・安心を損なわないこと」を要求していた ことである(13年4月、衆参農水委員会)。結論 を先取りしていえば、TPP交渉の結果は、農 産物の重要5品目と同様、食の安全でも明白に 国会決議に違反している。

遺伝子組み換え食品の表示義務に変 更はないか?

交渉の焦点の一つは遺伝子組み換え食品(G M)の表示義務を守るのか、禁止するのかで

	日本	EU	アメリカ	
表示義務の対象	農産物 8 品目、加 工食品 33 品目	全ての食品		
食用油など	表示義務なし	表示義務あり		
飼料	表示義務なし	表示義務あり	表示制度なし	
故意ではない混 入の許容率	5%以下	0.9%未満		
生産履歴の管理 義務なし		義務あり		

表1 日本、EU、アメリカの遺伝子組み換え食品表示

日本農業新聞(16年3月3日)をもとに作成

あった。日本とEU諸国は、消費者の要求にも とづいて、GMを使った食品に表示義務を課し ており、GM生産・輸出大国であるアメリカは 一切野放しである(表1)。このほか、TPP交 渉参加国では、カナダ、メキシコ、チリなどが 表示を義務化していない。一方、オーストラリ ア・ニュージーランドは義務化しており、故意・ ではない混入の許容率は1%と、日本よりはる かに厳しい。

モンサント社などGM企業は日本やEUなど の制度を敵視し「表示義務の禁止」と「栽培規 制の禁止」「規制を各国が個別に決めるのでは なく、国際機関の決定に従わせること」を要求 しており、アメリカ政府はその代弁者である。

*アメリカ農務省の勝利宣言

2

TPP交渉ではどうなったか。確かに、直截 にGM表示義務を禁止する条項は盛り込まれな かったものの、これまでの世界中のどの自由貿 易協定(FTA・EPA)にもなかったGM貿 易促進条項が設けられたこと、しかも、食品安 全に密接にかかわる「衛生植物検疫」章ではな く、農産物貿易を促進するための「市場アクセ ス」章に盛り込まれたのが重大な点である。

協定テキストは、農業貿易小委員会の下に 「GM作業部会」を設置すること、同部会では、 GM貿易についての情報交換と協力を促進する ための協議が行われる。この部会が表示義務を 廃止するための「情報交換」や、「故意ではな い」GMの微量混入に対する輸出国の責任の免 責、さらに「栽培規制」の廃止に向けた協議機 関として機能し、モンサント社などの要求がゴ リ押しされる危険がある。

安倍政権は「表示に関する日本の制度の変更 が必要となる規定は設けられていない」ととぼ けているが、アメリカ農務省は次のように勝利 宣言している。「TPP協定は、GM技術が、 増大する世界の人口に持続可能な方法で食料を 供給する重要な手段であることを認めた」「T PPは、意思決定プロセスの透明性の促進とG M作物の承認の促進を参加国に約束させる条項 を盛り込んでいる」と⁽¹⁾。

*遺伝子組み換え技術の二重の危うさ

遺伝子組み換え技術には二重の危うさがある。 一つは安全性をめぐる危うさであり、もう一つ は種子の独占を通じて巨大アグリビジネスが食 料をコントロールする危うさである。

人間がGM食品を食べ始めてまだ20年弱。 一生分の80年間食べ続けたらどうなるかにつ いては、まだ「実験段階」である。ヨーロッパ やロシアで、動物実験によるGM食品の危険性 が告発され続けてもいる。だからこそ、せめて 表示して選択できるようにしてほしいというの は、ささやかすぎるほどささやかな要求である。

さらに、20年近い経験の中で、GM技術の 致命的な弱点が表面化している。特定の病虫害 に対する抵抗性を持つ遺伝子を作物に埋め込み、 その病虫害を強力に抑え込む効果を持つ農薬を 大量に散布するのがGM技術の要点であるが、 病虫害の側も農薬に対する耐性を備え、農薬が 効かなくなる。そうなると、さらに農薬を大量 にバラまくか、ベトナム戦争で使われた枯れ葉 剤を混ぜるなど、より強い農薬を開発せざるを 得なくなるという悪循環に陥る。アルゼンチン の大豆栽培地帯で、子どもたちに深刻な健康被 害が報告されているのは、悪循環のほんの一例 である。

「種子を制する者は世界を制する」。"モンサ ント・ポリス"と呼ばれる部隊がGM種子の 「不正使用」を徹底的に監視して種子の独占を はかっているのは有名な話である。インドでは、 ワタの 90 %以上がGM種子に取って代わられ、 農民は、高価で自家採種できないGM種子を、 借金してまで買わなければならない状況に追い 詰められて、2002 年からの 10 年間で約 17 万 人が自殺している。おおよそ 30 分に一人が自 殺していることになる。

*「生命のギャンブル」を拒否する運動を

通商協定の中で、ここまでGM作物を位置づ けたのはTPP協定が初めてである。バイオメ ジャーは作業部会を「規制制度の変更を迫ると ともに、将来の(GM産品の)承認・貿易ルー ルを形成するためのフォーラムとして位置づけ る意図を隠していない」⁽²⁾といわれ、モンサン ト社などが要求する「国際機関」の役割を TPPが果たすことになるおそれがある。TP Pは「多国籍企業のための新自由主義的憲章作 り」といわれるが、その実態の一つが、ここに ある。

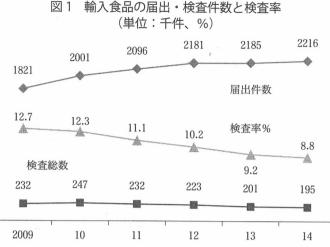
同時に、これはアメリカ国内の動きに対する 切り崩しでもある。アメリカでもGM表示義務 化を求める運動が発展しており、33 州で表示 義務法案が提出され、メーン州など3 州で法律 が成立している。GM企業は、こうした動きを 大金を投じて封じ込めてきたが、運動が止まら ないため、連邦議会レベルで州政府の表示義務 化を妨害する法案を作らせようと画策している。 同法案は昨年7月に下院を通過したが、上院は 3月16日に採決に失敗した。

アメリカの消費者運動のリーダーで、ドキュ メンタリー映画「遺伝子組み換えルーレット 一生命(いのち)のギャンブル」の制作者で もあるジェフリー・スミス氏は「アメリカの 58%の人がGMでない食品を選びたいと考え ている。マクドナルドなど大手食品会社は扱い をやめつつある。ヨーロッパではGM食品は拒 否されており、日本にさらに押し寄せるのでは ないか」「日本の表示制度には表示免除の製品 が多く、消費者をミスリードしている」と述べ た(赤旗、2月29日)。

農民連食品分析センターは4月28日に、ト ウモロコシを使ったスナック菓子26点の検査 結果を公表したが、GMを使っていないと表示 されている19点のうち7点からGM成分を検 出した。5%以下ならば表示しなくてもかまわ ないという規定のためだろう。求められている のは表示義務廃止やGMの微量混入に対する輸 出国の責任の免責ではなく、表示の厳格化であ る。

すでに日本は、アメリカ、カナダ、ブラジル などGM輸出大国からのトウモロコシ、ナタネ、 大豆などの大量輸入を通じて"GMモルモッ

38



輸入食品の届出・検査件数と検査率

厚生労働省「輸入食品監視統計」 2014 年

ト"になっている。ヨーロッパやアメリカ、最 近、表示の厳格化を強めつつある韓国や台湾な どアジアの市民と連帯して「生命のギャンブ・ ル」を拒否する運動を強めることが求められて いる。TPPの批准を拒否することは、その一 歩である。

増える輸入、追いつかない検査体制

T P P のもとで、輸入貨物が国内に到着後 48時間以内に税関を通過(通関)させることを 義務づけるルールが導入される。現在、日本の 平均通関時間は92.5時間だから、半分にカッ トされることになる。これは、従来日本が締結 した F T A (自由貿易協定) にはなかったルー ルである。

すでに輸入食品の検査率は09年の12.7%か ら14年には8.8%に下がっており(図1)、検 査で違反が明らかになっても「時すでに遅し。 危ない食品は国民の腹の中」が常態化している。 日本共産党の斉藤和子衆議院議員の追求によれ ば、検査結果が判明する前に流通を認めるモニ タリング検査のもとで、03~14年に290件の 違反食品が流通しており、14年だけでも残留

基準値の2~10倍という農薬まみれのトマト や青とうがらしが全量消費されている(赤旗、 4月23日)。しかも、8.8%の残り、91.2%は 検査さえされていないのである。

食料自給率 39%の日本は全世界から約3200 万トンの食料を輸入し、そのうち62%がTP P参加11カ国からの輸入である。

TPPによって関税が引き下げられたり、撤 廃されて輸入が増えることが当然予想されるが、 その一方で、検査時間が短縮され、しかも検査 体制が充実されないとすれば、水際チェックは ますます空洞化せざるをえない。

* "ホルモン剤モルモット"?

とくに深刻な影響が予想されるのは、牛肉・ 豚肉である。「工業型畜産」が隆盛をきわめて いるアメリカでは、"魔法の生産性向上薬"と して「成長促進ホルモン剤」(女性ホルモン)や 一種のドーピング剤であるラクトパミンという 薬品が多用されている。ホルモン剤は子牛に注 入され、「成長を早めて、雄にも雌のように脂 肪がつき肉量が増す。肉牛の出荷時期も早くな り、生産効率が上がる」(3)。ラクトパミンは豚・

牛の飼料に添加され、赤身を増し、成長を早め る。

問題なのは、ホルモン剤が「乳がんや膣(ち つ)がんの多発や、乳幼児の乳腺が膨らむ、女 児の成熟が異常に早まった、アレルギーを引き 起こされたなどの、人体への影響が世界各地で 報告され」ていることである⁽⁴⁾。ラクトパミン は「吐き気、めまい、手が震えるなどの中毒症 状を起こし、特に心臓病や高血圧の患者への影 響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の 変異をもたらし、悪性腫瘍を誘発する」と指摘 されている⁽⁵⁾。

当然のことながら、EUはこれらの牛・豚肉 の輸入を禁止し、中国、ロシアも禁止している。 しかし、日本は国内での使用は禁止しているも のの、アメリカの圧力で輸入は許可するという 二重基準で対応し、ホルモン剤・薬品まみれの 輸入牛・豚肉を"治外法権"扱いにしている。 ジャーナリストの青沼陽一郎氏は「昨年取材し た米国の大手食肉加工工場では、こんなビジネ スが展開されている」として、次のような恐ろ しいエピソードを紹介している⁽⁶⁾。

「この工場には三つのプログラムがあります。 一つは、EUプログラム。EUはホルモン剤や 抗生剤を使った肉を入れないことが条件になっ ていますので、まず使用しない肉を生産します。 それと、国内向けオールナチュラルプログラム。 これもホルモン剤や抗生剤は使いません。そし てもう一つが、一般向け牛肉。これはホルモン も抗生剤も使用しています」「この『一般向け』 が日本に送られるのだ」

TPPによる検査の空洞化とあいまって、危 ない畜産物が日本にさらに押し寄せる危険が強 まるのである。"GMモルモット"もゾッとし ないが、"ホルモン剤モルモット"はもっと ゾッとしない。「牛肉・豚肉の自給率はすでに 42%、51%であり、それが20%~10%と なってから、国産の安全なものを食べたいと 言っても遅いのです」(鈴木宣弘・東大教授)と いう警告を真剣に聞くべきだ。

日米構造協議の仕上げ

TPPは、12カ国の多国間交渉であると同時に、1980年代以来、延々と重ねられてきた 日米構造協議の新バージョンでもある。食の安 全の分野で言えば、BSEや食品添加物、農薬 が該当する。

政府が公表した付属文書(日米2国間の書簡) では、並行交渉の結果として「両国政府は、収 穫前及び収穫後に使用される防かび剤、食品添 加物並びにゼラチン及びコラーゲンに関する取 組につき認識の一致をみた」と記されている。 さりげない書き方であるが、これは構造協議に おける対米譲歩の集約の意味をもつ。

*防カビ剤・防腐剤

一つは、輸入農産物に使用される防腐剤や防 カビ剤などのポストハーベスト(収穫後)農薬 の問題である。そもそも日本では、収穫した農 産物に農薬をかけることは禁止されている。し かし、アメリカが太平洋をまたいで輸出するた めにはカビが生えたり、腐敗するのをおさえる ために農薬(防カビ剤・防腐剤)をかけなけれ ばならない。"ポストハーベスト農薬とは聞こ えが悪い"というアメリカの要求に従って、日 本政府は「農薬」を「食品添加物」に分類した。 しかし、日本で食品添加物の表示が義務化され ると、今度はアメリカは表示義務のない農薬と して扱うよう求めている。

表向きは決着がついていないといわれている

が、日米2国間の書簡では「認識の一致をみ た」というのだから、決着の方向は明らかだろ う。

*食品添加物

アメリカで認可されている食品添加物は 1612品目で、日本で認可されている食品添加 物 667品目の2.5倍である。一方、国際食品規 格委員会(コーデックス委員会)が認めている 「国際汎用添加物」は950品目。

アメリカは対日改革要望書で一貫して食品添 加物の認可拡大を要求してきており、日本は追 加要求のあった46のうち既に42の審査・認可 を終えており、残る4品目も認可される見込み である。「認識の一致をみた」という日米2国・ 間の書簡が意味するのは、この46にとどまら ない。アメリカの要求は「国際汎用添加物」 950品目への拡大、さらに自国の認可数1612 品目への拡大とエスカレートする可能性がある。

*BSE(牛海綿状脳症)

03年にアメリカでBSEが発生し、日本は 輸入禁止措置をとった。その後、05年には、 月齢20カ月未満の牛肉に限定し、危険部位を 除去することを条件として輸入を再開したが、 アメリカは牛丼に適する月齢への拡大を執拗に 要求し続けた。さらに日本は、13年2月、T PP交渉参加の「入場料」として、輸入制限撤 廃に等しい30カ月齢未満への拡大を「自主的」 に譲歩した。

書簡があげている「ゼラチン及びコラーゲ ン」は危険部位そのものではないとしても、ア メリカでの屠殺のズサンさからすると、問題を 引き起こしかねない部位であり、その扱いで認 識が一致したというのは、かなり危ない話であ る。

予防原則の否定、国内政策への介入、 |SD

以上に述べたほど具体的ではないが、食の安 全の根本政策と主権にかかわる問題を最後に指 摘したい。

TPPの「衛生植物検疫措置(SPS)」規 定は「科学的な原則に基づいて、加盟国に食品 の安全を確保するために必要な措置をとる権利 を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定と なっており、日本の制度変更が必要となる規定 は設けられておらず、日本の食品の安全が脅か されるようなことはない」——これが政府の説 明である。

要するに、WTOの規定と同じだから問題は ないというわけである。しかし、TPPとWT Oは、次の3つの点で同じものではない⁽⁷⁾。

第1に目的である。WTOのSPS協定の目 的は、当然ながら「人・動物もしくは植物の生 命もしくは健康を保護すること」であり、付随 的に「衛生植物検疫措置の貿易に対する影響を 最小限にする」ことが規定されている。

一方、TPPの SPS章の目的は「貿易を 円滑にし、拡大」するために、衛生植物検疫措 置が「貿易に対する不当な障害をもたらすこと がないよう」にすることである。要するに「生 命・健康の保護」は目的ではないのである。

第2に「予防原則」の問題である。TPP協 定は「科学的な原則」「客観的な科学的な証拠」 が前面に出ており、WTO・SPS協定にある 「関連する科学的証拠が不十分な場合には…… 暫定的に衛生植物検疫措置を採用することがで きる」という表現が欠落している。これは、W TO協定が不十分ながらも「予防原則」を認め ているのに対し、TPP協定は否定していることを意味している。

「予防原則」とは「化学物質や遺伝子組み換 えなどの新技術などが、環境(と健康)に重大 かつ不可逆的な影響を及ぼす仮説上の恐れがあ る場合、科学的に因果関係が十分証明されない 状況でも、規制措置を可能にする制度や考え方 のこと」(フリー百科事典「ウィキペディア」)で あり、気候変動条約や生物多様性条約などで多 用されている。EUや日本が遺伝子組み換え食 品の規制根拠としたのも予防原則であり、これ に一貫して背を向けてきたのがアメリカであっ た。

あるいは、次のようにいうこともできる。 「科学的証拠」一点張りの TPP 協定は「原発安 全神話」によく似ており、「予防原則」は、原 発が未確立の技術であり、不可逆的な災禍をも たらしうることを考慮した、真に科学的な原則 であると。

第3にTPP協定は、遺伝子組み換え作業部 会、SPS小委員会、規制整合性小委員会など、 随所で「利害関係者」、つまり多国籍企業の関 与・介入を保証する規定を盛り込んでいる。

「TPPが発効すると日本の食品安全基準の 決定の際に米国企業等の利害関係者の意見を聞 かなければならなくなる」「これまで米国が日 本に対して行ってきた制度改革要求が TPP 協 定に基づいたものとなり、日本政府の政策決定 過程に米国企業の意向が反映するようになって しまう」⁽⁸⁾との指摘はまったく正当である。

TPP協定で最も懸念されている ISD(投資 家対国家間の紛争解決)条項は、こういう多国 籍企業の関与・介入を強力にバックアップする ものであり、主権侵害そのものである。 「日本が率先して動き、早期発効に向けた機 運を高める」(安倍首相)との決意のもとに審 議が始まったTPP協定承認案と関連法案は、 たった数日の審議で頓挫し、参院選後に決着が 先送りされた。短期間の審議で、真っ黒塗りの 資料が象徴する異常な秘密主義と国会決議違反 が白日のもとにさらけ出された結果である。追 い込んだのは、TPP反対運動と野党の力であ り、追い込まれたのは安倍政権である。

TPPの発効に批准が不可欠なアメリカでは、 議会審議の見通しすら立っていない。国民の不 安に応えず、アメリカや財界の"期待"にこた えること以外は念頭にない安倍政権に参議院選 挙で痛烈な打撃を与え、農業を含む国民の利益 と主権を多国籍企業に売り渡す TPP 批准を断 固阻止することが求められている。

(ましま よしたか・農民運動全国連合会副会長)

(注)

- (1) アメリカ農務省「環太平洋パートナーシップの農業関連条項 詳細な要約」(15年11月30日)
- (2) 久野秀二「TPP 協定と GMO 規制」(『農業 と経済』16年3月)
- (3) 青沼陽一郎「TPPの罠 第1回『食』の戦 争が始まった 米国産『豚肉』『牛肉』、ここ が危ない!」(『サンデー毎日』15年12月27 日)
- (4) 青沼、前揭
- (5) 鈴木宣弘「TPP とのたたかいはこれからが 正念場」(雑誌『農民』15 年 11 月)
- (6) 青沼、前揭
- (7) この節は清水徹朗「TPPと食品安全性」(『農 林金融』16年6月)を参考にした。
- (8) 清水、前揭

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

(全農協労連) 批准阻止に向けた運動と今後の課題

坂口正明

「たたかいはこれから」の情勢を 勝ちとった春のたたかい

4月末、連休を前にして政府・与党は、TP P(環太平洋経済連携協定)の批准案件及び関 連法案の通常国会での成立断念を決め、26日 に行われた幹事長・書記局長会談で野党側にそ・ の旨を伝えた。

政府・与党は、来年度予算を成立させ次第、 国民にも、批准の是非を議論する国会議員にも、 十分な情報も時間も保障しないまま通常国会で 成立をめざしていた。その戦術は、秘密交渉を 主導してきた甘利担当大臣の辞任・病気「休 養」や、首席交渉官であった鶴岡氏を駐英大使 に任命して国内にはいないことを利用して、 「保秘契約」をたてにまともに議論させないと いうものだったのではないか。

他の国では昨年11月上旬には協定暫定版(英 文)を公表しているのに対して、日本政府は農 業分野のTPP対策を盛り込んだ補正予算を審 議する直前の1月7日まで公表しなかったこと に、国会審議でも秘密主義を貫くという戦術が 透けて見える。

この戦術を突破して、通常国会での批准をス トップさせていることは、運動の貴重な成果で ある。参議院選挙、さらには臨時国会に批准阻 止のたたかいの場を拡大してきた要因を見なが ら、今後の課題を考えてみた。

2 幅広い共同闘争の追求にこだわって

1) 分断攻撃に負けないで

TPPに対するたたかいは、TPP参加の検 討を言い出した 2010 年当時の民主党・菅政権 の時から、国民分断の攻撃をどう突破するかと いうことがカギになってきた。それは、当時の 前原外務大臣が「1.5%のために 98.5%が犠 牲になって良いのか」と恫喝したことに象徴さ れている。

この分断作戦は、20年前のコメ輸入自由化・ WTO協定反対の時も使われたが、当時は残念 ながらこれを突破することはできなかった。農 協系統は、労働組合などとは一線を画して「独 自に運動を進める」というスタンスを崩さず、 最終的には「WTO対策費」を提示され、反対 の旗を降ろすことになる。ソフトランディング する時のために、多様な共同を作りあげること には足を踏み出さなかったのである。

しかし、今回はこれを突破していけるのでは ないかと感じさせる動きがあった。

2011年3月の東日本大震災の頃、農協系統 は私たち労働組合を含めて多様な階層との連携 を模索していた。まさに3月11日その日に、 東京でも大きな揺れが発生したにも拘わらず、 全農協労連と全国食健連は全国農協中央会の訪 問を受け、TPP反対の戦線構築の要請を受け たのである。私たちが、農協中央は今回は本気 で反対を仕組む構えだなと受け止めたことは当 然である。残念ながら、震災後、この共同戦線 を作り上げようという動きは、なぜか消えてし まったが、分断攻撃を突破しない限りたたかい の展望は開かれないと考えていた私たちは、常 に農協中央や農業団体との連携・協力を心がけ てきたし、全国農協中央会や農協青年組織協議 会は、これに積極的に応えてきたと思う。

大震災後2カ月、日本経団連は「震災からの 復興のためにもTPP参加が必要だ」とぶち上 げ、政府も動きを進め始めた。これに対して、 私たちは、全国食健連に結集しながら、さらに 大きな共同の枠組みを作ることが勝負を決する カギだと意思統一し、8月27日の集会とデモの 準備を始めた。これまでは連携のなかった弁護 士集団(自由法曹団)や医療機関(民医連、保団 連)とともに実行委員会を組織し、農協中央に も参加を呼びかけ、来賓として共闘が実現した。

当時、民主党政権下でも、2011年にはTP Pを考える国民会議(代表世話人は故・字澤弘文 氏、日本が交渉参加後はTPP阻止国民会議に改 組)が、多くの業界団体や研究者を含めて組織 され、議員連盟・TPPを慎重に考える会も結 成されたが、ここと食健連グループとの連携は 必ずしもスムーズではなかった。

しかし、2012年にTPPに反対する市民グ ループが、大きな枠組みとしてのSTOP T PP!!市民アクション(運営としては円卓会議 形式)を組織してからは、ここを窓口に国民会 議や慎重に考える会との連携が進むようになっ ていった。その後、研究者がTPP参加交渉か らの即時脱退を求める大学教員の会を、弁護士 たちがTPPに反対する弁護士ネットワークを 組織してからは、この2つの組織が、国民会議 だけでなく、農協中央や農業団体との連携を図 る上で、大きな役割を果たしている。

政府による国民分断攻撃を、国民世論の上で 十分に反論し切れてはいないが、少なくとも、 政府の交渉参加までの間、運動をすすめる側の 共同の枠組みを壊されることはなかった。以下 に見るように、少なくない地域で、この共同の 経験は生きている。

2) 全国各地でも進んだ共同のたたかい

中央で多様な階層の団体、個人が集まった枠 組みでの運動が進み始めるのと前後して、全国 各地でさまざまな共同運動が展開されるように なっていった。

その特徴は、おおくの道府県で、農協や医療 機関、法律家、労働組合などが一緒に共同行動 に取り組んできたということである。北海道や 東北では県に一つの共同組織が作られたところ が多く、群馬や滋賀、大阪なども同様である。 一つの恒常的な共同組織がつくられなかった県 でも、食健連などが軸になって運動を進める組 織と、農協を中心とした共同の枠組みが、互い にエールを交換したり、シンポジウムに一緒に 取り組んだりするようになっていった。

その政策的な共通点は、農業に限らずTPP が、人の住める、生業のある地域を壊しかねな いことに地域を挙げて反対するというものであ る。この運動は、その後「大筋合意」を受けて 農協中央のスタンスが怪しくなっていく中でも、 地域での運動が続けられ、92%の農協組合長 が「大筋合意は国会決議違反だ」とアンケート (日本農業新聞が2015年11月に実施)に答える という結果に結びついている。

多様な階層の共同運動が、地域での運動から

44

「一抜けた」という状況を簡単には作り出して いない大きな要因になっている。

これからの批准阻止の運動にとって大きな土 台になるし、しなければならない。

3 安倍政権の暴走に抗して

1) 政府による巻き返し

国民の分断攻撃は、2014年に新しい局面を 迎えることになる。

TPPに反対する農協系統に対する「解体攻 撃」である。直接的には規制改革会議の発議で あるが、背景にアメリカ財界の思惑があること は当時から知られていた。在日米国商工会議所 の報告書によると、金融機関たる農協が、金融 庁ではなく農林水産省の監督下にあることに難 癖を付け、協同組合そのものや共済、系統内部 による監査制度、員外利用や准組合員制度の廃 止、そして協同組合事業の株式会社化などを求 めてきたのである。

一部に、農協がTPPに反対するから解体攻撃 の対象になっているという指摘もある。確かに その側面もあるが、主要にはアメリカの意向を 受けた安倍内閣の成長戦略にあると考えている。

これは、「日本を世界で一番企業が活躍しや すい国」にするという政策の具体化であり、医 療、雇用規制、農業の岩盤規制に穴を開ける政 策の一環である。2015年の施政方針演説で、 安倍首相は、「60年来タブー視されてきた」農 協制度に穴を開けたことを誇らしく語っている。

農協法改悪法案は、賛成した与党議員でさえ 「これで良かったのか」とつぶやくほどひどい 内容で、農協は「営利のために事業を行っては ならない」という規定が削除され、監査も3年 後には一般監査法人の監査に切り替え、一部事 業の株式会社化も選択できることになった。ま さに協同組合の破壊である。

この過程で、農協中央のTPP反対の勢いは 削がれていくようになった。2015年8月に就 任した、全国農協中央会新会長は、「人を集め てTPP反対などという運動は、時代遅れだ」 と言い、10月に開かれたJA全国大会に安倍 首相を来賓として呼んでTPP合意の成果を自 慢させているのである。

「見事な」分断攻撃と言うべきだろう。

2) 農協解体攻撃とTPP反対を結合して

私たち全国の農協や連合会、産直組織で働く 労働者で組織する全農協労連は、TPP反対運 動では、全国食健連に結集して共同運動を進め ているが、この農協解体攻撃は、アベノミクス 成長戦略の一環として、TPPと同じ根っこの 攻撃だと位置づけて産別組織の総力を挙げてた たかうことを決めた。

つまりこの攻撃は、「岩盤規制」に穴を開け、 農業をも企業の儲けの場に開放するというアベ ノミクス農政を進める上でジャマな農協を解体 し、同時に農協の持つ事業や資産をも奪ってし まおうという政策だからである。私たちの雇用 を奪うだけでなく、消費者に安全・安心な食料 を供給する地域農業と環境を破壊し、地域から 協同を奪うことになる。

私たち全農協労連は、この攻撃に対して、「食 料・農業つぶし、農協解体攻撃とたたかう国民 的共同を広げる大運動」全国闘争本部を設置し、 全労連や農民連など7団体で共同闘争本部も立 ち上げ、宣伝や学習、国会請願署名や地方議会 への意見書採択などの運動を全国で展開した。

その際留意したのは、この攻撃はTPPと セットで行われているもので、TPP反対運動 を止めれば収まるものではないこと、むしろT PPを止める力が農協攻撃を止める力にもなる という位置づけである。

この点で農協中央のTPP反対運動自粛は、 明らかに誤りであり、来たる参議院選挙で、組 織内候補を自民党から立候補させるなど、あき れるというよりは怒りを禁じ得ない。

4 これからの課題

- マスコミを総動員した分断作戦を乗り越え ~て参院選・臨時国会 -

TPP反対をたたかう戦線は、上記のように 農協中央が離脱しそうになってはいるが、地方 の農協関係者は、「おかしい」と率直に言って いる。この思いも集めて、通常国会で批准させ なかった力を大いに発展させて、批准阻止を勝 ちとることが求められている。

通常国会での審議が始まるにあたって、新し い運動の枠組みを広げることもできた。これま で市民グループとTPP阻止国民会議は、必ず しも恒常的な共同運動を行ってきたわけではな い。しかし、「いよいよ合意か」と言われたハ ワイでのTPP閣僚会合以来、抗議の国会議員 会館前行動を一緒に行うようになった。

この経験を土台に、いよいよ国会審議が始ま ろうとする2016年3月末、TPP批准阻止ア クション実行委員会が立ち上げられ、3月30 日には「TPPを批准させない3.30国会行動」 が、700名以上の参加で行われた。この行動に は、民進党、共産党、社民党、生活の党と山本 太郎となかまたちの4野党代表も参加、その後、 毎週水曜日には夕方から「市民と国会議員の情 報共有会議」で情報交換と意思統一、そして夜 には国会議員会館前でのスタンディング行動を 行ってきた。臨時国会が始まれば、再開する予 定である。通常国会で批准を止めていることの 要因の一つに、この国会内外での連携がある。 野党の足並みも乱れないで来ている。

また、この間、TPP交渉差止・違憲訴訟の 会、STOP TPP!!官邸前アクション、さ らには昨年11月以来TPP協定を分析し市民 と野党議員に広報してきたTPPテキスト分析 チームも協力して、運動の幅と深みを増してい る。分析チームが作成したリーフレットはすで に46万部以上を普及しており、全国各地での 運動の力になっている。

また、全国食健連は、全国的な組織であると いう性格も活かして、全国一斉宣伝行動、地元 選出議員への要請行動、地方議会への意見書採 択運動などに取り組んでいる。

また、通常国会で批准させなかったことは、 TPPを参議院選挙の争点にすることができる ことを意味する。

いま「市民と野党の共闘」が進んでいるが、 残念ながらTPP問題が統一候補の公約・政策 に明確に位置づけられているわけではない。し かし、自民・公明は国会決議も公約も踏みに じっている政党である。ここを大いに宣伝する ことは、TPP問題も野党候補が躍進する力に なり得ると考えている。

大きな政治戦の中では、マスコミによる宣伝 が激しくなる。とりわけTPPに関しては、こ れまで述べたように国民をいかに分断するか、 「消費者には利益になる」「中小企業も活躍でき る」などと、政府の広報機関となって幻想を振 りまいている。しかし、これを突破していくこ とが、TPP批准阻止、さらには私たちのいの ちや暮らし、地域、人権と主権を守ることにな る。これまでの共同や連携を大事にしながら、 宣伝にも全力を挙げたいと思う。

(さかぐち まさあき・全農協労連農対部長)

出口憲次

特集 ● TPPでどうなる暮らし、労働、経済

<道労連〉 共同ひろげ、批准阻止に全力

「大筋合意」は国会決議違反、即時 「大筋合意」は国会決議違反、即時

今国会の中で、TPPの交渉経過にかかわる 資料が「全て黒塗り」で提出された。TPPの 秘密主義を象徴するものであり、国民をバカに した政府の対応に怒り心頭である。北海道知事・ は、「道民合意なきTPP参加には賛成できな い」としてきたが、国民・道民をバカにしたよ うな政府の対応に抗議をしようともしない。

撤回を

外交における交渉過程を公表するのに一定の 制約があるとしても、私たち国民の「知る権 利」を無視し、国会での審議と承認が必要なT PPに関する資料をすべて黒塗りで提出すると いう暴挙は、これまでに前例がない。

選挙では「ウソつかない。TPP断固反対。 ブレない。」「TPPへの交渉参加に反対!」な どと有権者を騙し、国会ではまともに審議すら しようとしない。まさに立憲主義・民主主義を 否定する「アベ政治」そのものである。TPP 関連法案の審議を通じて国会決議違反であるこ とは明白になった。TPP反対の世論と運動を いっそう広げることが重要になっている。

昨年10月5日のアトランタでのTPP閣僚 会合「大筋合意」について、安倍政権は「国会 決議は守った」と強調しているが、誰の目から 見ても国会決議違反であることは明らかだ。 「再生産が可能となるよう国内対策をしっかり やり、強い農業、美しい農村を守る」と言うが、 米価下落を「価格は市場に任せる」と放置する 政策の下、米を含めて主要食料の輸入をさらに 拡大することと、地域農業の維持・発展との両 立はなしえない。政府の言う事後対策は、いわ ば参議院選挙(衆院同時選)対策としての「見 せ金」でしかなく、これを以て「合意」を受け 入れるなど、とうていありえない。

問われる高橋知事の対応

高橋はるみ知事は、「国民合意・道民合意が ないまま、TPP協定交渉に参加することには、 『断固反対』である」と公言してきたにも関わ らず、政府に対し国会決議違反のTPP大筋合 意の撤回を求めようとはしていない。さらに、 「楽観的すぎる」と批判されてきた国の試算を 鵜呑みにしている。北海道は2月17日に「T P P 協定対策本部会議(本部長・高橋はるみ知 事)」を開催し、TPPに伴う北海道への影響 の「中間とりまとめ」(第2回)で、道内農林 水産物の生産額が約402億円~598億円減少す るとの試算結果を発表した。これは、農業への 打撃をできるだけ小さく見せようとする政府の 「TPP協定の経済効果分析」(昨年12月)を 踏襲したものである。国の試算方式に即して算 定されており、分野ごとでは、農畜産物が約

337億円~約478億円、水産物が約53億円~ 約108億円、林産物が約12億円減少するとし ている。今回の生産減少額は、2013年に道が 発表した生産減少額5241億円の1割程度と なっており、関係者から「実態にあってない」 との声も出ている。

北海道の試算はTPPの合意内容について、 確かな情報がわからないまま、国の基準にのっ とって示したものにすぎない。実際には活用で きないような施策=「空手形」も含めてつじつ まを合わせた国の対策に見合う試算になってい るわけだから、生産者をはじめ道内で不安の声 が出されるのは当然だ。再協議によって関税が 撤廃されることや、輸入による価格低下などは まったく勘案されていないし、米への影響を 「ゼロ」としている。他の関連産業への影響は 分析すらしていない。

農業など1次産業は北海道の基幹産業であり、 加工や流通などを含めて地域経済を支えている 重要な産業である。北海道では、TPPに参加 するということは、「街が丸ごと無くなる」と いうことに直結しかねない。JAきたそらちの 組合長は「どの地域でも、誰もが豊かな生活が できることが、地域のベースになければならな い。農業をはじめ、学校、病院、商店が機能す ることが最低必要だ」と語るように、雇用とく らし、地域経済をどう維持・発展させるのかは、 立場の違いを超えて一致できる課題である。北 海道に壊滅的な影響を与えうるTPPについて、 北海道独自で調査・試算するのは自治体として 当然の責務である。

TPP反対を「農協解体」で脅す安 倍政権

政府は、TPP反対運動の広がりに警戒を強

めるなか、2013年の参議院選挙では、JA北 海道が選挙中に行った「TPP問題を考えよ う」という宣伝行動に対して、札幌選管が「公 選法に抵触するおそれがある」と警告。さらに、 TPP受け入れと一体に家族経営と農協をつぶ す「農協改革」がすすめられるなど、政府のや ることに反対すれば徹底的に攻撃される事態と なっている。

大筋合意直後の10月8日には、北海道食農 連絡会としてJAとの「懇談」を行い、引き続 き北海道の農業と食の安全を守るために力をあ わせようとエールを交換。しかし、職員がつけ ていた「TPP交渉参加反対」のバッジが11 月には胸からはずされ、TPP交渉参加反対の 署名についても農協職場の中で取り組むことが 困難になるなどの状況も生まれている。そうし たなか、今年2月、JA北海道は「TPPから 北海道農業、地域社会、国民の命と暮らしを守 ろう」という新バッジを打ち出し、3月24日 には「TPPから北海道民の命と暮らしを守る シンポジウム」(主催: TPP問題を考える道民会 議)を開催した。生産者と関係者、当該地域の 課題や困難さを受け止めながら、対話と運動を すすめていくことがいっそう重要になっている。

TPPとあわせて「農協解体」を狙う政府は、 「準組合員」の利用制限を示唆しているが、これ は大問題である。北海道では、離農者や一般住 民などの準組合員がいちばん多く、8割を占め ている。純農村の地域をはじめ179の自治体の なかで、銀行、ガソリンスタンド、スーパー (Aコープ)などが「農協関係しかない」という 地域が多くある。労働組合でもこうした実態を しっかりと学んで、TPP反対とともに、北海 道の地域問題と農業・農協を考えていくことが 重要だとの立場から、道労連は、「農業・農協改 革」問題について、職場での論議を深めるため に道農協労連から九村信吾書記長を講師にむか えて学習会を行い、パンフレット「規制改革会 議の農業・農協攻撃をはねかえす」を活用した 学習にとりくんできた。農協は、地域にとって 欠かせない貴重な役割をたくさん果たしており、 その内容を広く知らせていくことを重視している。

垣根を超えた「オール北海道」のた たかい

この間、道労連はTPP反対のたたかいを各 界と連携してすすめてきた。先述のとおり、J Aを中心としたオール北海道での「TPP問題 を考える道民会議」に参加するとともに、「食 料と農業を守る全北海道連絡会」(略称「道食農, 連絡会」※事務局:道農協労連)に結集し、農民 連や母親連絡会と力をあわせて運動を広げてき た。2011年から毎月第1火曜日は「ストップ! TPPアクション」として定例の宣伝行動をお こない、各国でTPP交渉が行われる前段には、 世界の労働者と連帯してTPP交渉からの即時 撤退を求める集会・デモにとりくみ、世論と運 動を広げる努力を重ねてきた。

2013年6月15日には「TPP参加撤回を求 める道民集会」を札幌大通公園で開催し、全道 各地から5000人が参加した。鈴木宣弘氏(東 京大学大学院教授)、飯沢理一郎氏(北海道大学 名誉教授)に呼びかけ人になっていただき、食 農連絡会が中心となって実行委員会を結成。北 海道医師会、北海道農協中央会、北海道漁連、 北海道生協連、北海道森林組合連合会、道内各 地の農協、市民団体など140団体・個人から賛 同を得た。昨年11月25日、今年2月2日にも 「ストップ!TPP 札幌デモ」を行うなど、 TPP反対、北海道の農業と地域を守れ!の運



動で積極的な役割を担っている。また、釧路で は地区労連が開催するTPP学習会に地元の農 協労連加盟労組にも参加をはたらきかけ、地 域・単組レベルでの共闘を強めるとりくみもは じまっている。

TPP撤退をあらためて運動の柱に据えて、 全国で全組合員参加の運動に盛り上げていくた めのキャンペーンとして、「STOP!TPP」 Tシャツを作成した。布施恵輔全労連国際局長 の協力もえて、国際的にも通用する運動のス ローガンも織り交ぜ、TPP反対の運動をとり くむための財政活動もかねて取り組んでいる。

これからのたたかいで重要なのは、TPPが 農業問題に矮小化されがちな傾向を改善し、自 分たちの産業や職場、地域にTPPがどんな影 響を及ぼすのかを各組織がしっかり位置づける こと、「アベ政治を許さない」たたかいと結ん で各地でTPP反対の運動を拡大することであ る。7月には参院選(場合によっては衆院同時選) がある。農業をはじめ国内の経済と国民の暮ら しを破壊するTPP強行は、道民の暮らしも未 来も破壊する。引き続きみなさんと力をあわせ て、TPP批准阻止、TPP完全撤退を求めて たたかう決意である。

(でぐち けんじ・北海道労働組合総連合事務局長)



はじめに

昨年の夏、職員室で「日本教育新聞」のコ ピーが配られた。「『関心・意欲』を観点外へ 一学習評価見直し方針」という見出しがつい ていた。学習指導要領の改訂を議論している中 央教育審議会の教育課程企画特別部会で、「評 価の観点から『関心・意欲』を外し、『主体的 に学習に取り組む態度』に絞る」方針が示され たという記事だった。

日ごろから「関心・意欲・態度」を数値化し て「評価」することに疑問を感じていた私たち は、最初、見出しだけ見て「よかったね」とは 言ってみたものの、¹記事の本文を読んで愕然と した。「関心・意欲」は外されても、「態度」は 残るのだ。しかも、「主体的な学びに向かって いるかどうか(主体的に学習に取り組む態度)を 評価することが大切」とある。

そんなものをどうやって「評価」しろという のだろう。記事には、「改訂の柱とされている アクティブ・ラーニングを取り入れた授業の在 り方も初めて示した」とあった。「態度」の 「評価」と「アクティブ・ラーニング」の関係 について、8月に発表された特別部会の、「論点 整理」には次のように書かれている。

……主体的な学びの過程の実現に向かってい

るかどうかという観点から、学習内容に対す る子供たちの関心・意欲・態度等を見取り、 評価していくことが必要である。こうした姿 を見取るためには、子供たちが主体的に学習 に取り組む場面を設定していく必要があり、 「アクティブ・ラーニング」の視点からの学 習・指導方法の改善が欠かせない、また、学 校全体で評価の改善に組織的に取り組む体制 づくりも必要となる。

糀谷陽子

要するに、「主体的に学習に取り組む態度」を 、「評価」するための「アクティブ・ラーニング」 であり、それを徹底するための「カリキュラム・ マネジメント」「チーム学校」ではないのか。 しかし、学校では、そうした説明抜きに、これ らのカタカナ言葉が多用され始めた。「これか らは、アクティブ・ラーニングができなくては、 教師として通用しません」と言う管理職もいた。

「アクティブ・ラーニング」について、「論点 整理」は、「課題の発見・解決に向けた主体的・ 協働的な学び」としている。今ごろそんなこと を言われなくても、私たちは、子どもたちがよ り深くより楽しく「わかる」「できる」ように なるために、子どもたちが夢中になれるような 教材を用意したり、それぞれの学習内容に合わ せて、子どもたちが主体的に学習する場面を工 夫している。しかし、それは、子どもたちの 「学びに向かう態度」を「見取り」、「評価」す るためではない。だいたい、「評価」のために 「学習・指導方法」を「改善」するというのは、 本末転倒であり、教育における「評価」の意義 をはき違えていると思う。

〈学習指導要領改訂の全体像をつかむ〉

私はこの稿の中で、①今回の学習指導要領の 改訂が子どもと学校、教育のあり方をどのよう に変えようとしているのか、②それに対して教 職員組合にはどのようなとりくみが求められて いるのか、を考えてみたい。

それにしても、教職員に対する統制強化と多 忙化政策の中で、いま、職場や地域でこうした 議論をひろげていくことは、とても難しい課題 になっている。

要因の一つは、その時間を確保することの難 しさである。もう一つは、初任研から始まる一 連の官製研修の中で、学習指導要領が「金科玉 条」のように扱われていることによる教職員の 意識の変化である。「指導要領は議論や批判の対 象ではない」と思い込まされていたり、「どうせ、 その通りに決まってしまうんでしょ」とあきら めてしまっている例も少なくないのではないか。

一方で、今回の指導要領の改訂について、と りわけ「アクティブ・ラーニング」などをとら えて、「これまで民主教育の側がすすめてきた ことが取り入れられている」という見方もある。 「だから、(「論点整理」や指導要領の文言の)使 えるところは使って、これまで通り実践してい けばよい」とか、「批判ばかりしていないで、 実際の授業の中でどう対抗していくのかを示す べきだ」という意見もある。

いま、私たちに求められているのは、次の指 導要領の全体像と本質をつかむことだと思う。 それらをしっかりとつかむことによってこそ、 運動の課題も実践の方向も見えてくるのではな いだろうか。

1 学習指導要領と子ども・学校

これまで学習指導要領は、子どもと学校にど のような影響を与えてきたのか。次の指導要領 について考える前に、今までの指導要領につい て確認しておきたい。

この書は……一つの動かすことのできない 道をきめて、それを示そうとするような目的 でつくられたものではない。……教師自身が 自分で研究して行く手びきとして書かれたも のである。

これは、1947 年3月に出された、戦後初の 学習指導要領の序論の一部である。この指導要 領には「(試案)」という文字があり、「なぜ児 童の生活を知らなくてはならないか」「学習指 導は何をめざすのか」などの見出しにそって、 それぞれの地域の実情に合わせて、その学校の 子どもたちのための教育課程をつくりあげてい く意義や方法が述べられている。

〈「ひとしく教育を受ける権利」を奪う〉

しかし、文部省は、この姿勢を、1958 年版 の指導要領で180 度転換してしまった。指導要 領を「官報告示」にして「法的拘束力」を持た せ、「この通りに教えなければならない」と言 い出したのである。そのことと、この時から子 どもたちを苦しめる"詰め込み教育"が始まり、 「日の丸・君が代」がもちこまれ、「道徳」の時 間が特設されるようになったことは、無関係で はないと思う。

戦前の国家主義教育の反省から、1947教育

基本法が「教育行政は、…教育の目的を遂行す るに必要な諸条件の整備確立を目標として行わ れなければならない」として、教育に対する 「不当な支配」を禁じていたにもかかわらず、 文部省は、指導要領に「法的拘束力」をもたせ ることによって、国家が教育内容を支配するし くみをつくってしまったのだ。

それは、高度経済成長期を迎えた財界の要求 にもとづくものでもあったのだろう。指導要領 改訂の度に、子どもたちの発達段階や「わか る」「できる」ようになるすじみちが無視され、 "詰め込み"の度合がひどくなっていった。そ して、「落ちこぼされ」、「勉強ぎらい」「学校ぎ らい」になる子がふえ、いじめや非行の問題が 続出するようになってしまった。

その後、バブルが崩壊し、「産業の空洞化」 がすすんで、財界が「少数のエリートと大多数 の物言わぬ労働者」を求めるようになると、今 度は、「生きる力」「新学力観」「ゆとり教育」 などと言われるようになり、「関心・意欲・態 度」を含めた「観点別評価」が導入された。

そのねらいは、「できん者はできんままで結構。ただ実直な精神さえ養ってもらえれば…」 (三浦朱門・元教育課程審議会座長)という言葉 に端的に示されている。

こうして政府・財界は、すべての子どもに、 一人の人間として自立して生きていくために必 要な教育を「ひとしく」保障した憲法のもとで、 子どもたちを"選別"し、子どもたちの「教育 を受ける権利」をないがしろにしてきた。学習 指導要領は、そのための重大な役割を担ってき たのではないだろうか。

2 「論点整理」のなにが問題か

それでは、指導要領改訂のための「論点整

理」は、子どもと学校、教育のあり方を、どの ように変えようとしているのか。中教審教育課 程企画特別部会の「論点整理」について、教育 のあり方にかかわる重大な問題点を二つにし ぼって指摘しておきたい。

〈「社会の変化」に子どもを従属させる〉

一つは、学習内容の改訂を論じるものであり ながら、いまの子どもたちの生活や学習状況の 分析が無く、代わりに、将来の「社会の変化」 を前提に、それに「対処」するために必要な力 を子どもたちにつけさせることを目的としてい ることである。

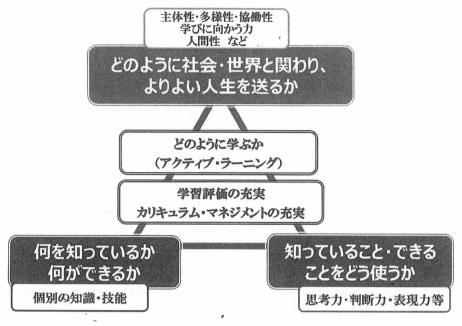
「論点整理」の冒頭の節「1.2030年の社会 と子供たちの未来」には、「子供たちの65%は 将来、今は存在していない職業に就く」「今後、 10年~20年程度で、半数近くの仕事が自動化 される」などの見解が示され、そのような「予 測できない未来に対応するためには、社会の変 .化に受け身で対処するのではなく、主体的に向 き合って関わり合い、…一人一人が…よりよい 社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが 重要」だと書かれている。

要するにこれは、「どのように社会が変化し ようと、その中で自分の責任で生き抜いてい け」という、"自己責任論"だと思う。

そもそも社会の「変化」(というより「進歩」) は、自然現象ではなく、人間がつくりだすもの だ。よりよく生きるためにみんなで行動し、社 会のあり方を変えてきた、その歩みが人類の歴 史ではないだろうか。

1947年の教育基本法第1条に「教育は、人 格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形 成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を たっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に





充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行 われなければならない」とあるように、教育の 目的は「人格の完成をめざ」すことであって、 そうした教育を受けた子どもたちがやがて、よ りよく社会を変えていく(進歩させていく)こ とを期待して行われる。「社会の変化先にあり き」で、それに子どもを合わせるための「教 育」をめざす「論点整理」は、最初のボタンを かけ違えていると言わざるをえない。

〈子どもから「わかった」「できた」よろこび を奪い、従順な「態度」を求める〉

二つめは、「社会の変化」に「対処」する力を つけさせるために、教育課程全体を組み替えよ うとしていることだ。そのことによって、子ど もの「人格の完成」をめざす教育ではなく、究 極的には従順な「態度」を身につけさせるため の「教育」を行わせようとしていることである。

「論点整理」は、「学力」という言葉を「育成 すべき資質・能力」に置き換え、これまで「知 識や技能の内容に沿って…体系化」されてきた 各教科の学習内容を、「子供にどういった力を 育むのかという観点」で全面的に組み替えると 述べている。各教科にはそれぞれの土台となる 学問があり、それにそって体系化されてきた。 それを脇において、「社会の変化」に「対処」 していく「力」をつけるために「体系化」し直 すというのだ。

「論点整理」の資料の中に、その「力」= 「育成すべき資質・能力」を説明した三角形(図 1)がある。頂点にある「主体性・多様性・協 働性・学びに向かう力、人間性」(=「主体的に 学ぶ態度」)を、底辺の「個別の知識・技能」 (これまであった「理解」が消えている)と「思 考力・判断力・表現力等」とが支えている図だ。 底辺の2つの項目を上におしあげる役割をして いるのが、「どのように学ぶか(アクティブ・ ラーニングの視点からの不断の授業改善)」と「学 習評価の充実、カリキュラム・マネジメントの 充実」である。冒頭に述べた、「評価」のため の「アクティブ・ラーニング」「カリキュラム・ マネジメント」というとらえ方は、ここに端的 に表れている。

つまり、教育の目的が全く違うのだ。

私たちは、授業やさまざまな活動の中で、子 どもたちに、「できた」「わかった」「楽しかっ た」「仲間と一緒でよかった」という思いをた くさん持たせたいと願っている。それは、そう した"よろこび"を積み重ね、自分に自信をも ち、まわりの人も大事にしていかれるようにな ることが、1947 教育基本法が教育の目的とし ている「人格の完成をめざ」すことにつながる と考えるからだ。

しかし「論点整理」は、「社会の変化」に 「対処」する力を育てることを「教育」の目的 としており、その最終目標は「主体的に学ぶ態 度」を身につけることである。

〈学校生活のあらゆる場面が「評価」対象〉

そのためには、「学習評価の在り方が極めて 重要」だと述べている。表1は、口頭発表の際 の「評価」に使われる「ルーブリック」の一部 である。授業中の子どもたちの発言や発表につ いて、このような観点の一つ一つを評価しなが ら、教師は、どうやって授業をすすめていくの だろう? 子どもたちは「わかる」ようになる ために発言したり、発表し合うのではなく、 「評価」されるために、発言したり発表しあっ たりさせられるのだ。それが「アクティブ・ ラーニング」の本質ではないか。

授業だけではない。2018 年度から実施され る「特別の教科 道徳」についても、「論点整 理」は、これまでの道徳教育を、「実践へと結 び付け、更に習慣化していく指導」へと転換す ることを求めている。そして、「特別活動」を 「道徳的実践のための重要な学習活動の場」と して位置付けている。

ということは、子どもたちは、毎時間の授業 はもちろん、学校生活のあらゆる場面での発言 や行動が「点検」「評価」にさらされることに なってしまう。子どものうちから、そうやって 「態度」を「評価」され続けたら、子どもたち の成長はどうなってしまうのだろう。

「戦前の教育の中で『よい座り方』『正しい返 事の仕方』を徹底して教え込まれた私は、"人 間は、建前で生きるものだ"と思い込まされて しまいました」。ある戦中派教師の発言である。

このような手法で「社会の変化」に「対処」 する力を身につけさせるための「教育」を推進 することは、すべての子どもに「ひとしく」、 「人格の完成をめざ」す普通教育を保障した憲 法に反することではないのか。

3 二つの「大国」を支える「人材」 を用立てるための安倍「教育再生」

今回の学習指導要領の改訂作業は、2006年 に改悪された教育基本法と、安倍「教育再生」 政策に基づくものである。「論点整理」の本質 をつかみ、反撃していくために、安倍「教育再 生」政策の全体を把握しておく必要があると思 う。

私は、安倍「教育再生」政策とは、安倍政権 がすすめる「海外で戦争する軍事大国」「グ ローバル競争に勝ち抜く経済大国」という二つ の顔をもった「大国」を(積極的・消極的、両 方の意味で)支え、推進する「人材」を用立て るために、「教育」のあり方を根本的に変えよ うとする企みだと思う。それには、"三つのし かけ"がある。

第一のしかけは、教育内容や指導方法まで教

表1 口頭発表の「ルーブリック」

	課題の設定	話し方・文章の構成		
5 -優れている	探求した疑問を明確に述べ、その重要性につ いて確かな理由を提示する	話しかたは人をひきつけるものであり、文章 の構成は常に正しい		
4-とてもよい	探求した疑問を述べ、その重要性についての 理由を提示する	話しかたや文章の構成は、ほぼ正しい		
3-よい	探求した疑問を述べるが、それを支持する情 報は、4や5ほど説得力のあるものではない	話しかたや文章の構成は、ほぼ正しい		
2 一不十分	探求した疑問を述べるが、完全ではない	話しかたや文章は理解できるものの、いくつ かの間違いがある		
1-劣っている	疑問やその重要性を述べずに発表する	話しかたはわかりにくい		

育行政が定め、それを子どもと学校におしつけ ることである。侵略戦争を美化する教科書の支 援、教科書制度の改悪、18歳選挙権を口実に した政府に都合のよい「主権者教育」のおしつ けなど。東京でも、年間35時間の「オリン ピック・パラリンピック推進教育」はじめ、教・ 育内容に関する行政からの"口出し"が多く なっていると思う。現場では、地教委や学校が 策定した「〇〇スタンダード」通りの指導内容 や方法が強制される、という報告が少なくない。 こうしたことの集大成が、これまで見てきたよ うな指導要領の改訂ではないか。

第二のしかけは、子どもたちをとりまく「貧困」の実態を放置する一方、競争と"選別"を 徹底し、「教育の機会均等」を破壊して「経済 的徴兵制」へと追い込んでいくことである。

大学にしても高校にしても、先端科学技術の 開発やエリートを育てるためにはお金をかける 一方、経済効率を理由に学校統廃合が進められ ている。都教委は夜間定時制高校4校の廃校を 決定してしまった。一斉学力テストやそのため の「対策」、学校体系の"複線化"が広がるなか で、いつのまにか、子どもたちを早い時期から "選別"するしくみができあがっていると思う。

お金がなかったり、点数がとれなかったりして、そこから振り落とされてしまった子は、

いったいどうすればいいのか?「奨学金返還の 督促と一緒に自衛隊の募集案内が送られてき た」などという話を聞くと、本当に怖い。

そして第三のしかけは、こうしたことを「教 育」の名で粛々とすすめる教育行政と教職員に つくりかえていくことである。

政治の世界から独立し、教育のすじみちに 沿って地域の子どものために仕事をするべき教 育委員会の制度を改悪し、首長の下に位置づけ てしまったり、養成から採用、研修、免許更新、 人事考課制度等、退職するまで徹底して教職員 を統制するためのしくみがつくられようとして いる。

したがって、学習指導要領の改訂に対する私 たちの反撃は、安倍「教育再生」政策と、安倍 政権がすすめる「大国」化政策とのたたかい抜 きには考えられないと思う。

4 いま、教職員組合に求められる こと

第一に、次の指導要領は今年度中に告示され るそうだが、その前に、今回の指導要領改訂を どう見るのか、職場や地域で大いに議論を広げ、 深めていくことが大切だと思う。

都教組・東京民研は、学習会を開いて、「指 導要領改訂の問題を、教職員が、実践の立場か ら、自分のことばで語れるようになろう」とよ びかけてきた。そのためには、「論点整理」の 全体をつかみ、中教審の動向を注視するととも に、先行的に行われている教育行政推奨の「ア クティブ・ラーニング」を具体的に検討したり、 私たちの実践やいまの学校のあり方を、子ども にとってどうなのか、改めてとらえ直してみる ことが必要だと思う。

第二に、こうしたことを、教職員だけの議論 にせず、保護者や他産業の労働者はじめ広範な 人々と一緒に考えることが大切だと思う。

昨年度の教科書採択のとりくみの中で、各地 域に「教科書カフェ」「おしゃべり会」など、 学校の教育内容について、さまざまな人が集 まって現状を知り、話し合うことのできる場が たくさんつくられた。来年度から4年間、毎年、 教科書採択が行われる(2017年度は小学校道徳、 2018年度は中学校道徳と小学校全科、2019年度は 中学校全科と小学校の新指導要領による全科、 2020年は中学校の新指導要領による全科、 2020年は中学校の新指導要領による全科、 この ような話し合いの場をさらにひろげて、主権 者・国民が教育の内容についてしっかり把握し、 「ものを言う」ことができるようにしていく必 要があるのではないだろうか。

第三は、これまで日本の教職員が積み上げて きた、たくさんの財産=「どの子もわかって楽 しい授業」「誰もが人間として大切にされる学 校」づくりの実践を、文字通り、そしてしっか り、"みんなのもの"にしていくことだ。

そのことが、これまで見てきたような、とん でもない指導のおしつけに対する、各現場での "しなやかで、したたかな、ねばりづよい"反 撃を生み出す力になると思う。

教職員組合は、職場や地域でのさまざまな学 習会、教育研究活動を旺盛に行い、そこに一人 でも多くの方に参加していただけるよう力を尽 くすことが大切だと思う。

第四は、すべての学校・地域で、「どの子も わかって楽しい授業」「誰もが人間として大切 にされる学校」づくりをすすめていかれるよう、 そのための条件整備を求める運動に全力をあげ ることだと思う。「えがお署名」「ゆきとどいた 教育を求める全国署名」などのとりくみをすす めながら、子どもたちが願っていること、保護 者が願っていること、そして教職員の思いを語 り合うことを通して、「大国」化を支える「人 材」を用立てるための間違った「教育」ではな く、「人格の完成をめざ」す"ほんとうの教育" をすすめる大きな流れをつくっていきたい。

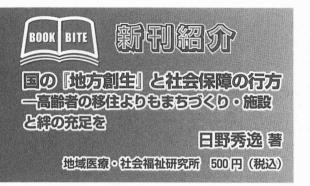
そして第五は、何よりも、戦争法を廃止する こと、安倍政権の二つの「大国」化をやめさせ、 人間が大事にされる政治への転換をはかること、 そのために全力でたたかうこと。それが、最も 根源的で、たしかな道なのではないかと思う。

おわりに

*勉強がわかること・できるようになること
*認められ、ほめられること
*お互いにわかりあい、つながりあえること
*遊ぶこと・ゆっくりできること
*失敗しても、やり直しができること
そして何よりも、ゆとりをもって見
守ってくれる大人の存在

子どもたちが願っているのは、このようなこ とではないだろうか。そうした願いが少しでも かなえられるような学校と教育をめざして、み んなで手をとりあい、すすんでいきたい。

(こうじや ようこ・東京都教職員組合副委員長)



本書は、著者の高齢期運動セミナーの講演を もとに加筆・修正したものである。タイトルの 通り、現政権の進める「地方創生」と社会保障 政策について、それぞれの政策が関連して進み、 しかもそれは、国民に自助・互助を強いていく ものになっていることを、詳しく整理している。 政権の真意を抑えることが、運動の核となり、 時に政策を国民が活用すべき点も示しながら、 地域の人々、医療・福祉の従事者の運動、地域 づくりの視点を提起している。

本書の構成は、「はじめに一高齢者政策思想 の変遷」「『地方創生』政策の登場とその背景」 「安倍政権の総合戦略」「アベノミクスとその現 実」「最近の社会保障政策(改革)の流れ」 「2015年7月段階のアベノミクス」「社会保障 と社会福祉の充実で安定した国民生活づくり を」となっている。安倍政権の政策について、 政府の文書を確認しながら、批判的に検討を加 えている。外国紙、地方紙がアベノミクスをど う捉えているかということも示し、広い視点で 安倍政権、日本の行方を考えることができる。

「地方創生」を目指しながら、その根底にあ る地域格差、地方の衰退をもたらしてきた政策 として、国による行政機能、行政サービスの 「集約化」を挙げている。そして「地方創生」 のためには、「医療、介護、教育などの基本 サービスを公平に受けることができるようにす

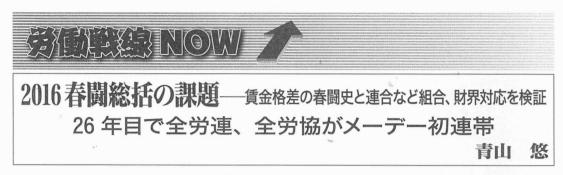
国の責任と 捉えている。 著者は、 「社会保障」 についても 国の責任を 強調してい る。しかし、 安倍政権は、 「自民党改 憲草案」で



も顕著に示しているように、社会保障を国家の 責任から個人の責任と家族の助け合い、自助努 力、互助努力に変質させようとしてことを指摘 している。それらは「社会保障制度改革国民会 議報告書」「医療介護総合確保推進法」にも顕 著にみられ、目指されているものは国による社 会保障の守備範囲の狭隘化であり、狭隘化した ことで切り離された部分については、営利化の 手段にされているという。

最後に、歳出改革の重点分野として社会保障 費を削減するのではなく、不安定雇用と低賃金 の状態を打破することが緊急の課題であると指 摘している。「医療、介護、健康、子育てサー ビス」を雇用の大きな伸びが期待できる産業分 野と捉えること、「医・(衣)・職・(食)・住・ 介・絆」という定住の条件を確保していくこと が、国民生活の安定化と向上に直結していく、 そのための運動が重要であることを提起してい る。

(小澤 薫・常任理事・新潟県立大准教授)



労働界は7月の選挙を視野に戦争法廃止、安 倍政権退陣運動とあわせ、2016 春闘の総括シー ズンを迎えている。春闘では連合の神津会長が 「物価ゼロ下のベア春闘は初めてであり、ベア 獲得は大きな意味がある」と評価している。経 団連の榊原会長も「3年連続となるベースアッ プと、昨年以上の賞与・一時金の支給を歓迎し たい」と評価した。一方、安倍首相は企業の高 収益下での賃上げは「力強さに欠ける」と不満 を表明している。

また今春闘では格差是正がとりわけ重視され、 中小労組と非正規労働者の賃上げが目立ってい る。改めて春闘史で賃金格差の拡大と労使の対 応を検証した。同時に格差是正へ向け春闘 61 年で初めて取り組まれた連合の「付加価値の公 正配分」にも焦点を当てた。

労働界の共同では労戦再編26年目で全労連、 全労協が一点共闘を拡大させ、メーデーで初め て連帯し歴史に新たな1ページを記した。「戦 争法廃止2000万統一署名」は1200万人以上を 集約し、国会に提出後も取り組まれている。

■物価ゼロ下のベア春闘

16 春闘の妥結結果について、連合の神津会 長は「物価ゼロ下のベア獲得春闘は初めてであ り、組合の回答は大きな意味がある」と語り、 3 年連続のベア獲得への「持続性」と月例賃金 のこだわりの成果と評価した。連合では大手、 中小組合とも春闘 61 年で初めての物価ゼロ下 の春闘でベア獲得を一致して評価している。

連合の回答水準(5月9日現在)は平均5915 円(2.02%)で、昨年より795円マイナス、 0.6%減。ベア平均は1328円(0.44%)である。

連合は今春闘で、物価上昇率が0%程度、実 質経済成長率もマイナス1.1%のもとで、賃上 げの社会的役割を重視した。従来の要求方式で ある「定昇相当+物価上昇率+実質経済成長 率」からは、「定昇中心・ベアゼロ春闘」とな るはずだった。これに対し連合は物価・経済の 後追いでなく、賃上げ先行でデフレ脱却と経済 の好循環の政策的な要求に転換し、15春闘と 同水準のベア2%程度を基準に設定した。

神津会長は「物価ゼロでも賃金を上げないと、 マクロの景気は良くならないことを経営側も理 解しているのではないか」と指摘。今後も「社 会的な役割春闘」とベア獲得を継続する方針で あり、経済情勢の厳しさが予測される来年の 17 春闘での対応が注目される。

要求方式の問題では、連合春闘26年で初め て要求水準をこれまでの「以上」「中心」「ゾー ン」から転換し、プラス、マイナスの幅のある 「基準」に設定した。その結果、各産別で要求 も回答もバラける結果となり、ナショナルセン ターとして春闘の原点である統一闘争に課題を 残している。経団連の16年「経労委報告」も 連合の「幅」要求を評価し、「多様な賃金引上 げ」の拡大に引用した。各産別でも諸手当増額 が例年以上に見られ、職場全員の賃金水準を引 き上げるベアの確保からも問題を残している。

■取り分不足のトヨタなど大手金属

春闘に影響を与える金属労協の自動車、電機 などの回答は昨年の半額という低い水準にとど まり、865 組合のベア平均は1321 円で、分配 での取り分不足も目立っている。

自動車は連合要求2%程度を下回る1%程度 で、しかも昨年半額のベア3000円以上を要求 した。トヨタの回答は1500円(昨年4000円) で、定昇込み8800円(2.46%)となった。相 原会長は「控えめすぎる要求との論調は承知」 と述べ、回答も要求の半額に低下。「いろいろ な見方はあるが、ベア獲得の流れを確保し一定 の成果」と評価した。一時金は昨年より約10 万円高い257万円の増額回答となり、経団連の ベア抑制、一時金増額の潮流ともいえる。非正 規労働者の年収にも相当する一時金の増額は、 組合が掲げている格差是正に逆行するともいえ よう。

獲得水準の問題でも、今春闘で初めて取り組 んだ付加価値の適正配分・循環からみても十分 な結果とはいえない。トヨタの16年3月期決 算では、営業利益は過去最高の2兆8539億円 で、前年比3.8%増である。ところがベアはわ ずか1500円、0.42%に過ぎない。一方、役員 賞与は昨年より25%アップ、約5000万円多い 1人平均1億2300万円であり、分配のゆがみ 是正からも課題を残した。トヨタでは内部留保 も18兆5766億円へと増加させている。

産別内でも回答はばらつき、日産はベア 3000円で満額獲得、ホンダは1100円となり、 自動車経営側からも「トヨタはもっと社会的要 請に応えると思っていた」との報道も見られる。 連合の産別からも「高収益のトヨタがあれ(低 額回答)では、経営側の回答に参考にされよう」 と悪影響を危惧する声も聞かれた。

電機も昨年半分の 3000 円を要求し、ベアは 1500 円(昨年 3000 円)。「15 年との比較では要 求基準を下げているが、デフレ打開へ社会的責 任春闘の成果」と有野委員長は評価した。一方、 大幅赤字の東芝、シャープが産別統一闘争から 離脱し異例の春闘となっている。

基幹労連は「2年で8000円」の要求を設定 した。回答は産別統合13年目で初めて鉄鋼16 年1500円、17年1000円で決着し、造船は16 年のみで1500円とばらけた。要求は金属労協 より1000円高めたが、自動車、電機と同額決 着となり、「十分ではないが、精一杯の交渉の 成果」と工藤委員長。要求を高めた趣旨が生か され、相乗効果があったのかどうかが問われ、 産別統一に課題を残している。

大手金属労組はトヨタをはじめ、日立、三菱、 新日鉄住金とも高収益であり、総じて取り分不 足の妥結となっている。

■内需産別が相場引き上げへ

内需関連産業のUAゼンセンやJEC、マードなどは連合方針に足並みをそろえ、ベア2%を基準としてたたかい善戦している。連合の神津会長は「ゼンセンなど内需関連の組合が相場を引き上げている」と評価している。

UAゼンセンは先行 89 組合で昨年を 401 円 上回る 7883 円 (2.72%)を獲得した。金属な ど「大手企業の賃上げは昨年より低下」との報 道姿勢について、「UAゼンセン相場は昨年と 比較して決して低下していない」とする異例の 書記長見解を出している。中小金属のJAMも 連合方針を踏まえ、6000 円基準(定昇相当含め 1万500円)を設定した。回答は賃金改善354 組合で6057円、ベアは1383円。うち125組合 が99人以下でベアは1510円を獲得し健闘して いる。

フード連合では日本製粉のベア 3000 円など 103 組合で平均ベアは昨年を上回る 1463 円 (0.49%)を獲得している。印刷労連も昨年を 450 円上回る 5859 円 (2.18%)を確保している。

今春闘の特徴は人手不足を反映し、初任給で も商業流通が製造業より高くなっていることだ。 製造の高卒技能職で電機の1049円に対し、印 刷労連は1433円。高卒事務でも電機の1049円 に対し、ゼンセンは1628円。大卒でも電機の 1050円に対し、フード^{*}は2750円。規模別で も高卒で1000人以上の1200円に対し、300人 には1600円と高くなっているのが特徴である。

■「大手追従・準拠」の転換へ中小挑 戦

今春闘の大きな特徴は、連合が中小の格差是 正へ向け、「大手追従・大手準拠などの構造を 転換する運動へ挑戦」に踏み出したことである。 体制でも中小共闘センターに加え、新たに全構 成組織が参加する「中小共闘全担当者会議」を 設置し、賃金水準の引き上げを目指している。

格差是正で300人未満の回答は4514円 (1.86%)で、大手より1401円低いが、昨年と の比較では331円マイナス、0.13%減にとどめ、 妥結率の差は0.16%となっている。

ベアは大手の1328円(0.44%)に対し、中 小は1183円(0.48%)で、額は低いが、率で は大手を上回っている。連合は「大手と中小と の賃上げの格差が縮小されている」と評価した。

産別ではUAゼンセンが 300 人未満で昨年より 110 円プラスの 5726 円(2.21%)を確保し

ている。中小金属のJAMや内需関連のフード 連合、交通労連などの中小組合も大手を上回る 回答を確保している。連合の神津会長は「中小 は頑張っている。大手本体を下回って当たり前 から、大手と同額や上回る回答など、長い間の 文化を変えるスタートとなる」と評価している。

ただし、大手と中小との格差是正のあり方に は産別で立場の違いがある。自動車のように大 手の要求と妥結水準を下げて回答平準化をはか る組織もある。一方、UAゼンセン、電機、J AM、フードのように大手の先行高額回答の波 及拡大へ産別統一闘争や中小労組春闘支援体制 を強めている産別もある。春闘の社会的意義か らは先行高額相場の社会的な波及拡大を追求す べきだろう。

同時に賃金水準の格差是正では、大企業の平 均賃金 35.02 万円に対し、中小は 28.65 万円と 大きな格差があり、賃金水準の改善が重要と なっている。電機の業種・規模などの横断的賃 金確立や J A M の個別賃金重視などが注目され る。

■非正規が正規を上回る賃上げ

非正規との格差是正についても、時給で昨年 より2.73 円上がり18.10 円増で、平均時給は 964.72 円となった。月給は66 円減だが、3299 円の賃上げとなっている。UAゼンセンでは パート、契約社員の賃上げ率が正社員を上回り、 「人手不足を追い風に正社員を超える賃上げを 追った共闘の成果だ」と松浦書記長は評価して いる。各産別ともパートなど非正規の賃上げで は、正規の要求額と同水準・同時妥結など均等 待遇を掲げているのも特徴である。

非正規の賃上げについては、経団連も「労働 需給の逼迫」など人手不足と人材確保から賃金 の上昇傾向を認め、塩崎厚労相も中小・非正規 の賃上げを評価した。連合の神津会長は構造的 な人手不足も踏まえ、「底上げ春闘の新たな傾 向と新たな成果」と評価している。

■格差拡大と連合など労使春闘史

大手と中小の賃上げ格差を春闘史から検証す ると、1962年(旧労働省で中小賃上げ調査開始) から、1983年までの21年間は、中小の獲得額 は低いものの、賃上げ率では3~0.1%程度、 大手より高率妥結していた。当時、労働界では 賃金水準の低い中小が妥結率で大手を上回るの は当然のこととされ、中小支援を強めていた。

企業規模間の格差拡大にはさまざまな要因が あるが、この20数年の春闘史からみると、財 界の賃金抑制と連合など組合の要求方針との関 係が相互に絡み合っている。

その関連を検証すると、財界では、新自由主 義にもとづき日経連の奥田会長が1999 春闘で 「賃上げできない」と表明し、2000 年には「賃 下げ」を初めて提起した。その後も「ベアは論 外」(02年)、「春闘終焉・春討へ」(03年)と賃 金抑制を続け、2012 年には「ベア論外・定昇 凍結」など賃下げまで踏み込んでいた。

連合も 89 年の結成後、90 ~ 95 年までは中 小が大手より高率妥結をしていた。その後、 額・率とも低下しはじめ、最大の格差拡大は 02 年の 0.38 % (1774 円)となる。

格差が拡大した 2002 - 04 春闘と 09 - 11 春 闘はいずれも「ベアゼロ・定昇中心要求」と重 なる時期である。大手はベアゼロでも 6000 円 程度の定昇があるが、定昇制度のない中小では ベアゼロは定昇相当分の賃下げとなり、格差は 拡大する。

潮目の変化は14春闘。経団連はデフレ脱却

と経済の好循環へ政労使会議で「ここ数年と異 なる対応」として、ベア否定からベア容認に転 換。連合も5年ぶりにベア要求を復活させ、16 春闘では3年連続でベアを獲得した。さらに格 差是正へ、「大手追従」脱皮をめざす中小の健 闘が目立っている。

春闘史からは、春闘の原点を踏まえ全体のベ ア要求の重要性と、財界の賃金抑制とのたたか いが大事なことを示唆しているといえよう。

■春闘 61 年、初の「付加価値配分」 運動

連合は春闘 61 年で初めて格差・分配のゆが み是正の原資として「サプライチェーン全体で 生み出した付加価値の適正分配と公正取引の実 現をはかる」とする運動をスタートさせた。生 産性原理にもかかわるが、親企業、元請、下請、 地場中小などを含む「底上げ春闘」の強化であ る。

行動では、中小企業 4504 社のアンケートに よる取引是正や全国中小企業団体中央会、中同 協などとの懇談や公労使・学識者などで構成す る「地方フオーラム」も 47 都道府県で開催し、 公正取引の労使合意を拡げている。

産別では、基幹労連が164社のグループ会社 に賃上げの波及を広げるため「経営要請行動」 を展開し、大手のベア1500円を上回るベア 2000円を複数の組合が獲得。神田事務局長は 「人への投資と経済の好循環へ経営側にも組合 の要請が伝わり始めた」と手応えを語る。

J A M では各組合が会社に「付加価値に相応 した適正配分の要請」を行い、経営側の理解と 支持も得てきているという。産別としても中小 企業庁などへの申し入れなどを展開している。

JR連合は安全確保を含めグループ内の委託 契約単価見直しなど付加価値の適正配分に取り 組み、下請け組合など 24 組合でベア獲得の成 果をあげている。

■トヨタの部品値下げは「筋違い」と 下請反発

自動車総連は、バリュー(付加価値)チェー ンの適正評価を重視している。当初は営業利益 の多くを占める原価改善の具体的な還元方法に ついて「単価引下げや買い叩き廃止を懸念する。 配分で数値は使わず、賃上げの材料にもしな い」と表明していた。その後、生産性3原則と もかかわり、「成果の公正配分は社会正義とし て取り組む」と変化し、中期的(当初は3年目 標)に取り組む意向を表明している。

しかし、会社は部品メーカーへの値下げを要 請。地元愛知の中日新聞は「円安で巨額の利益 あげながら、トヨタが円安による資材値上げな どで苦しむ下請けに値引き要請するのは筋違 い」とする社説を掲載した。地元部品メーカー は「それだけ下請けの反発が激しいことの証明 だ」(「選択」2016年4月号)と報道している。

一方、全労連はトヨタなど大企業の内部留保 (付加価値配分の1項目)の還元を追求。愛労連 はトヨタ本社に対して37年間にわたって総行 動を展開し、2月の行動では「3年連続の史上 最大利益を20万人の自動車労働者に還元すれ ば、一人、年10万円の賃上げができる。下請 け単価の引き下げも必要ない」と訴えている。

かつて経団連副会長の盛田ソニー会長は 1992年の春闘で、日本的経営の見直しとして 「下請構造、長時間労働是正、労働分配率の引 き上げ」などを提言し、社会的な関心を集めた。 あれから24年。構造的な問題は依然として改 善されないなかで、連合など労働側が春闘61 年で初めて取り組み始めた構造的な分配のゆが み是正にかかわる付加価値の適正配分と格差是 正・公正取引へ向けた今後の運動が注目される。

■全労連と全労協が26年目でメー デー連帯

全労連などは大幅賃上げと戦争法廃止、残業 代ゼロ法案阻止などを掲げ、3月17日に20万 規模のストを含む全国統一行動を行った。

16 春闘回答(5月10日現在)は昨年比0.04% 微減の5766円(2.02%)だが、運輸、生協など は昨年以上を確保。非正規では医労連参加組合 の保育士で月2万3000円アップも見られる。

闘争進捗では、要求提出 56.2%、スト権確 立 49%、統一行動決集とも昨年を下回り、「ど うみるのか、総括論議が重要」と提起している。 産別でスト実施は JMITU の 100 組合が大幅賃 上げ 3 万円と、残業代ゼロ法案阻止、戦争法廃 止を掲げてストを実施し、政府に決議文を送付 した。医労連の 92 組合を含め全体では 10 産別 216 組合である。全労協も 3 月、4 月にスト春 闘を展開している。

労働運動の共同では3月9日、全労連などの 総決起集会に全労協の金澤議長が昨年に次ぎ連 帯あいさつを行った。さらに5月1日の全労連、 全労協のメーデーで26年目に両組織が連帯あ いさつを行い、新たな歴史をスタートさせた。 これまでのメッセージ交換から全労協の働きか けで連帯が実現。全労連などの中央会場には3 万人が参加し、小田川議長は「労戦再編以来、 四半期を超え新たな歴史の1ページ。その背景 には戦争法廃止、原発ゼロ社会、雇用、沖縄基 地、JAL解雇撤回闘争など1点共闘の成果」 とあいさつした。全労協の中岡事務局長は「労 働運動をストで闘い、安倍政権打倒の共闘を強 めよう」と連帯あいさつし、拍手が起きた。

全労協メーデーには 7500 人が参加し、連帯 あいさつした全労連の井上事務局長は「労働法

62

制破壊阻止、戦争法廃止をめざそう。安倍政権 の存在が憲法違反であり、選挙で退陣に追い込 み、共同行動の更なる前進を」と連携した。

春闘では戦争法廃止闘争も展開され、3月29 日には国会正門前で総がかり行動主催の集会が 開かれ、組合、市民など3万7000人が参加し、 安倍やめろのコールを響かせた。5月3日の憲 法集会は東京・有明で開かれ、昨年の3.7万人 を大きく上回る5万人が参加し、4野党党首と 市民組織、全労連、平和フォーラム、全労協な どが参加。違憲の安保法廃止と参院選で野党勝 利、安倍退陣がアピールされた。

「戦争法廃止 2000 万統一署名」は 29 団体が 取り組み、全労連は組合員 1 人 10 筆を掲げ、 224 万人(憲法共同センターで約 900 万人)を集 約した。5 月 19 日には全体集約 1200 万人の国 会提出集会が開かれ、夜は総がかり行動として 4800 人の国会行動が展開された。統一署名は 6 月 30 日まで継続される。

■安倍首相の「ニッポンー億総活躍プ ラン」へ疑念

安倍首相が7月の選挙公約用にうちだした 「ニッポン一億総活躍プラン」の労働条件改定 には「オヤ?」と思わせるような内容が多い。

従来の「労働規制の岩盤にドリルで穴をあけ る」と表明していたのを一変。「最低賃金 1000 円」「同一労働同一賃金の法制化」「長時間労働 の撲滅」などを掲げた。これらの課題はいずれ も労働組合や野党が求めてきたものだ。しかし 同プランにはアクセルとブレーキを同時に踏む ような内容や時期、財政などもあいまいであり、 連合は「疑念を抱く」との見解を発表した。

「同一労働同一賃金」は国際労働基準であり、 実現は急務だ。しかし検討中の内容は、ILOの 100条約などの同一労働と異なり、日本での 「労働の質」「キャリアコース」などの人事管理 も許容され、現行の賃金格差が温存されかねな い。

「最賃 1000 円」も労働界が掲げてきた要求で あり、「いますぐ 1000 円、めざせ 1500 円」が 求められている。また長時間労働の撲滅へ労基 法の時間外「三六協定」の再検討を提起してい るが、他方では労働時間の規制を無くする「残 業代ゼロ法案」の成立めざしている。アクセル とブレーキを同時に踏むようなものであり、プ ラン実現なら労基法改正案を撤回すべきだろう。 さらに違法解雇の金銭解決も導入の方向で厚労 省が検討を続けており、労働契約法で定める 「合理的な理由」を無視した「不合理な解雇」 も合法化され、ブラック企業の蔓延となろう。

安倍首相のプランは選挙の争点隠しのバラマ キ政策とも指摘されている。同時に雇用の規制 緩和で非正規が4割を占め、格差と貧困拡大に よる「格差社会の逆襲」への政権の危機感もあ り、労働破壊阻止を掲げてきた労働界と野党共 同の運動の反映ともいえる。

労働界では日本労働弁護団と連合、全労連、 全労協などが5月、労働法制改悪阻止を掲げ、 「安倍政権はもう嫌だ!」と共同集会とデモを 展開。4野党は長時間労働規制など13本の法 案を国会に共同提出している。戦後の歴史的な 選挙で戦争法廃止と労働政策、安倍政権退陣が 大きな争点になることは必至であり、日本の将 来にかかわる世直し選挙となっている。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)



■本号の特集では、 TPP (環太平洋パー トナーシップ協定) の本質や TPP が国

民の暮らしや労働者の働き方にどのような影響を及 ぼすのかについて、鋭く切り込んでいる。

■ TPPとは何なのか?一言でいえば、アメリカ型の ルールの押しつけであり、われわれの生命と暮らし を支える医療・雇用規制・農業をないがしろにする ものである。なにゆえ、企業(それも日本企業とは 限らない!)が最も活躍できるようにさまざまな規 制を撤廃し、企業の利益を最優先にするために、わ れわれは「生命というチップ」を賭けなければなら ないのか。その理由などまったく見当たらないこと は、掲載論文を読んでいただければお判りいただけ るだろう。

■特集以外では、新学習指導要領の改定問題や、格 差是正が重視された 2016 年春闘の総括等を掲載して いる。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。 (S.N.)

Inferrmineficien 「読者の声」欄への投稿を募集 本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集 部までお寄せください。掲載分には図書カードを 進呈します。 E-mail:rodo-soken@nifty.com

次号	予告(No 1 0 4 •	105 20)16年秋	季・冬季(計畫)
第 8 章	第 7 6 章 章	第 5 4 章 章	第 3 2 章 章	第 1 ·章	序 目 章 次	現 特 代 集
(内容は一部変更することがあります。)	貧困に対抗する労働運動の課題福祉・介護労働の貧困と社会保障の現局面	。女性の貧困と政府・財界の「女性の活用論」非正規・低賃金層の増加と最低賃金制の問題	働き方の貧困と労働時間・健康問題雇用と働き方の貧困化の位相	アベノミクス	問題意識と分析視点	日本の労働と貧困―その現状・原因・対抗策」労働総研プロジェクト報告
次号は、Na 104・105 2016 年秋季・冬季合併号と						
なり、定価は、本体 2400 円+税 になります。						

季刊 労働総研クォータリー No.103 (2016 年夏季号)
 2016 年 7 月 1 日発行 定価:本体 1200 円+税 年間:4800 円+税

編集·発行●労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501 TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442 http://www.yuiyuidori.net/soken/ E-mail:rodo-soken@nifty.com

発 売●株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6

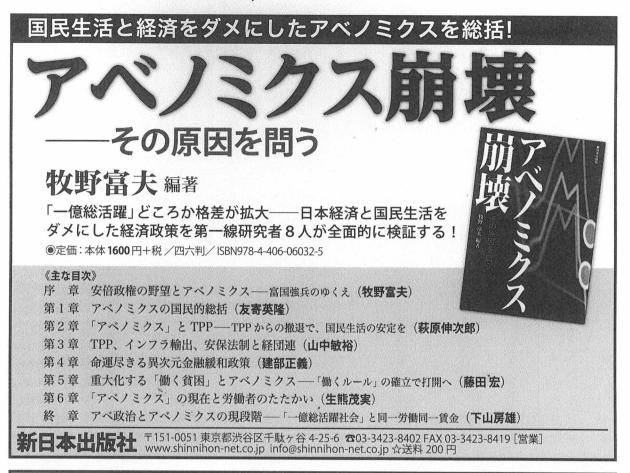
TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail : mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本●亜細亜印刷株式会社

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複写複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。 ⓒ The Japan Resech Institute of Labour Movement (Rodo Soken)/ HONNOIZUMISHA INC. Printed in Japan ISBN 978-4-7807-0771-7 C9336 https://rodosoken.com/





https://rodosoken.com/

The Quarterly Jounal of The Japan Research Institute of Labour Movement



Featured Theme How TPP Affects Our Livelihood, Work and Economy

New Publication

Labor Front Now

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Maison-Hirakawacho 501 1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0093 Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クォータリー No.103





ISBN978-4-7807-0771-7

C9336 ¥1200E

定価:本体1200円+税

発売:本の泉社